

埼玉県広域受援計画

本 編

令和7年4月
埼玉県

目 次

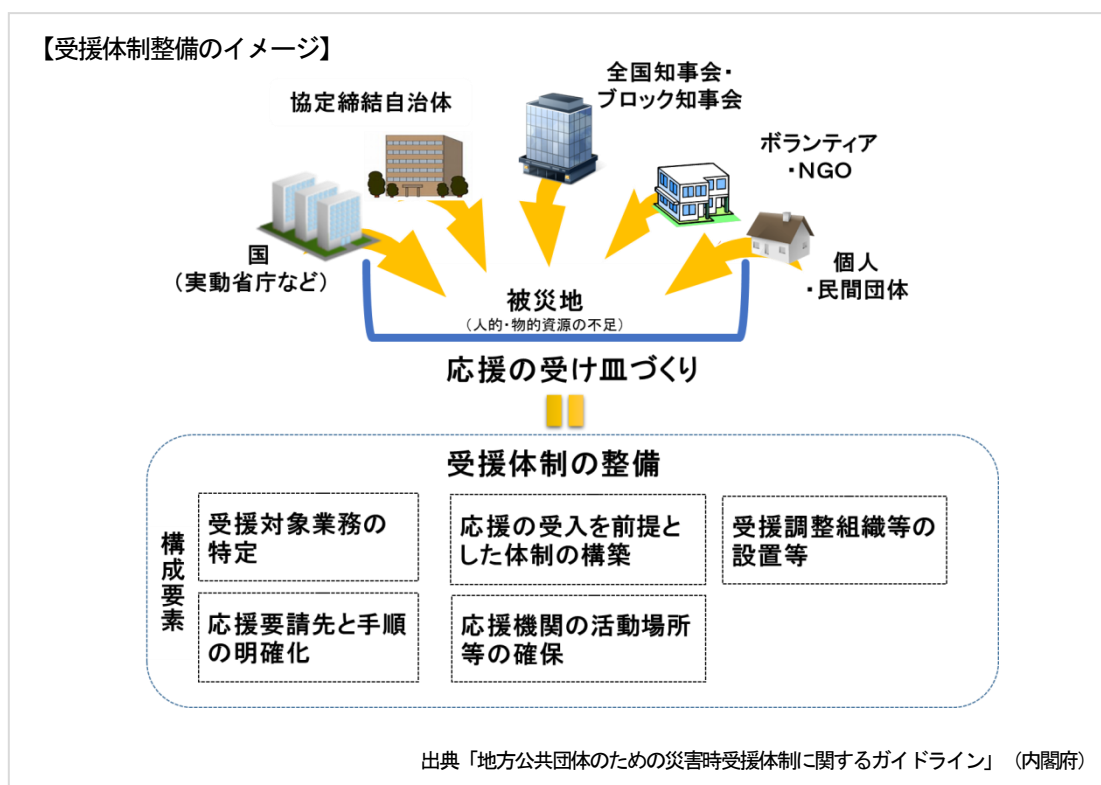
第1章 総論	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の基本的事項	2
4 災害対策基本法における応援要求に関する規定	4
5 本県が締結している相互応援協定	7
第2章 受援体制	9
1 基本的事項	9
2 受援に関する組織及び担当業務	11
3 応援団体からのリエゾンの受入れ	12
4 県から被災市町村への情報連絡員等の派遣	13
5 被災市町村における受援体制	14
第3章 防災拠点	16
1 防災拠点の種類と活用	16
2 防災拠点の開設	18
第4章 救助・救急、消火活動等に係る応援の受入れ	19
1 基本的事項	19
2 派遣要請	20
3 受入行動計画	22
4 支援ヘリコプターの受入れ	24
第5章 保健医療救護活動に係る応援の受入れ	25
1 基本的事項	25
2 保健医療活動チームの派遣要請・受入れ	27
第6章 災害応急対策を実施する人的応援の受入れ	34
1 基本的事項	34
2 受入れが想定される業務	35
3 県における応援職員等の受入れ	37
4 被災市町村における応援職員の受入れ	38
第7章 物資支援の受入れ	45
1 基本的事項 ...	45

2	プッシュ型支援とプル型支援	46
3	広域物資輸送拠点等の開設	48
4	民間物流事業者の参画	49
5	物資の輸送	50
6	その他	52
第8章 ボランティアとの連携		53
1	基本的事項	53
2	県・県社会福祉協議会・災害ボランティア等との連携	53
3	県災害ボランティア支援センター	54
4	県災害ボランティア団体ネットワークとの連携	56
第9章 燃料、通信及び電力の確保		58
1	燃料の確保	58
2	通信の確保	60
3	電力の確保	61
第10章 その他		62
1	被災地支援に係る車両の有料道路通行料金の無料措置	62
2	外国人への情報提供及び相談窓口の開設	62
3	海外からの支援	63
4	費用負担	63

第1章 総論

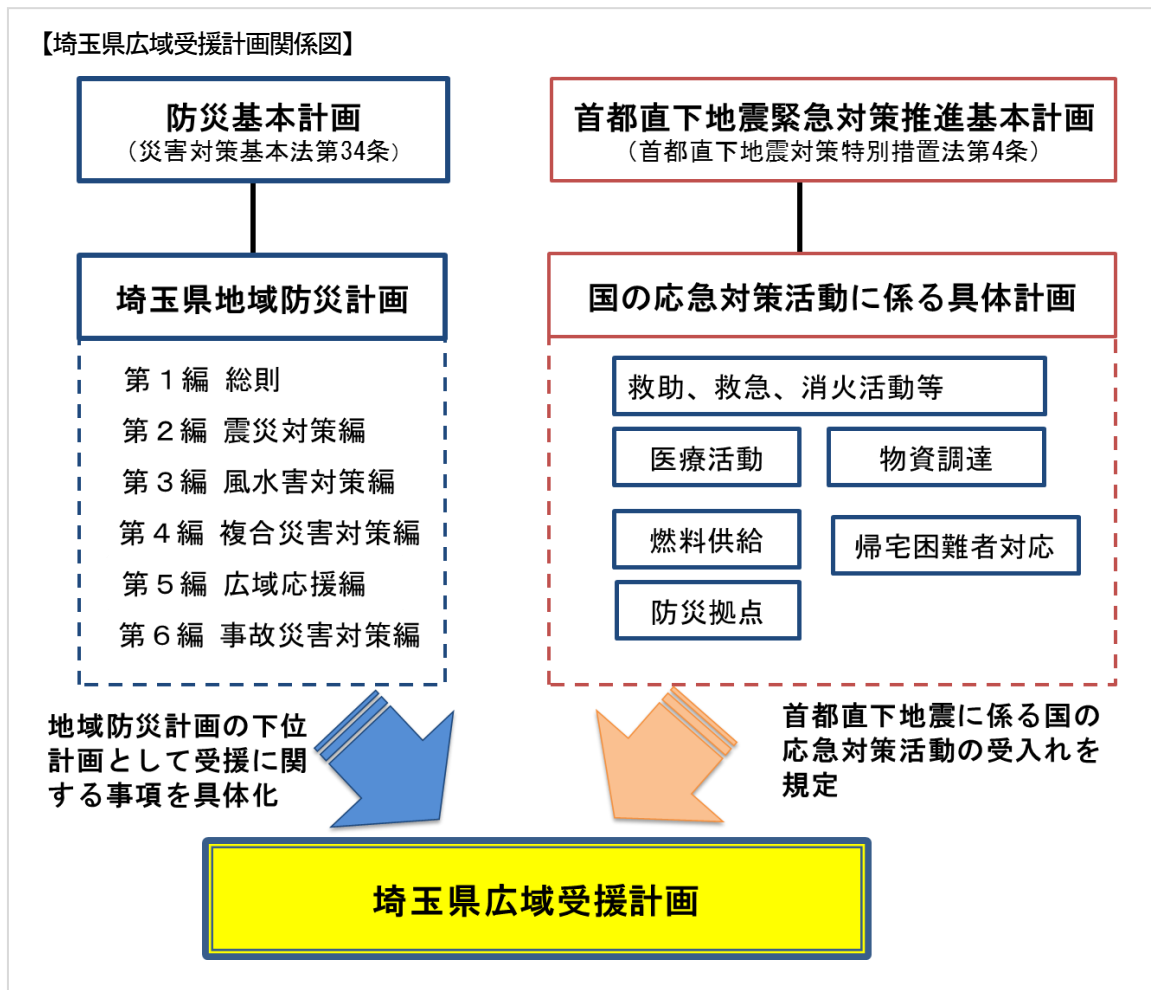
1 計画の目的

埼玉県広域受援計画は、外部からの応援の受入体制をあらかじめ整備することで首都直下地震をはじめとする大規模災害発生時等に、市町村と連携して円滑・迅速な被災地支援を実施することを目的とする。



2 計画の位置付け

この計画は、防災基本計画において、地方公共団体があらかじめ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとされた受援計画であり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成28年3月・中央防災会議幹事会）」(以下「国具体計画」という。)に基づく国の応急災害対策活動に関し、地方公共団体が実施すべき事項について必要な事項を定めた計画である。



3 計画の基本的事項

- ・ この計画は、埼玉県地域防災計画に規定する地震や風水害等の自然災害、大規模事故等の人為的災害に適用するほか、国民保護事案等に準用する。
- ・ この計画は、被害規模が甚大で県単独での対応が困難である場合に適用する。
- ・ この計画は、発災から概ね1か月程度の初動期、応急対策期及び応急復旧期に適用する。
- ・ 計画については、訓練での検証や先進自治体の事例のほか、被災自治体での応援で得た経験知等を踏まえて、不断の見直しを行うものとする。

【人的応援の対象範囲】

人的応援には、主に初動期、応急期、復旧初期を対象にした「応援」（下図点線枠内。いわゆる短期派遣）と主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（下図点線枠外。いわゆる中長期派遣）が想定されるが、本計画は短期派遣に係る受援を対象範囲とする。

初動期・ 応急期・ 復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援	<p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援</p>	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	相互応援協定に基づく応援	<p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
復旧期（中期以降）・ 復興期	地方自治法に基づく派遣	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。</p> <p>【根拠】 地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会基盤施設復旧業務 （道路等の災害復旧） など</p>

【「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋】

4 災害対策基本法における応援要求に関する規定

知事等は、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、以下の災害対策基本法の規定に基づき、他都道府県等に応援を要求することができる。

(1) 市町村長等→他の市町村長等

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 **市町村長等**は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、**他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。**この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、**正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。**

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(2) 市町村長等→当該地域を管轄する都道府県知事等

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 **市町村長等**は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、**都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。**この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、**正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。**

(3) 都道府県知事→区域内の市町村長

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 **都道府県知事**は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、**市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。**

2 **都道府県知事**は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、**災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。**

3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(4) 都道府県知事→他の都道府県知事等

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 **都道府県知事等**は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、**他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。**この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第1章 総論

(5) 都道府県知事→他の都道府県知事等

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 **都道府県知事**は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、**他の都道府県の知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。**

2 前項の規定による**要求を受けた都道府県知事**は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、**当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**

3 前二項の規定による**都道府県知事の要求に係る応援に従事する者**は、災害応急対策の実施については、**当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するもの**とする。

(6) 都道府県知事→内閣総理大臣

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 **都道府県知事**は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、**内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)**又は**当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができる。**

2 **内閣総理大臣**は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、**当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**

3 **内閣総理大臣**は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待つとまかないと認められるときは、当該要求を待たないで、**当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 **災害発生都道府県知事以外の都道府県知事**は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、**当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**

5 第二項又は第三項の規定による**内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者**は、災害応急対策の実施については、**当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するもの**とする。

6 第四項の規定による**都道府県知事の要求に係る応援に従事する者**は、災害応急対策の実施については、**当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するもの**とする。

(7) 都道府県知事→指定行政機関の長等

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の四 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

5 本県が締結している相互応援協定

知事は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の都道府県及び政令指定都市と以下のとおり相互応援協定を締結している。

県は、これらの協定に基づき、他都道府県等に応援を要請することができる。

(1) 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

県は、県単独では十分な災害応急対策を実施できない場合において、カバー都県に対し応援を要請する。

要請は、本県のカバー都県である、千葉県、東京都、神奈川県のうち、被災しなかったいずれかの都県に対して行う。カバー都県すべてが被災したときは、幹事都県（本県が幹事都県であるときは、副幹事都県）に対して要請する。

<カバー都県>

グループ	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）

県は、関東地方知事会における相互応援だけでは、十分な災害応急対策を実施できない場合には、関東地方知事会幹事県を通じて、全国知事会に対し広域応援を要請する。

(3) 九都県市災害時相互応援等に関する協定（九都県市首脳会議）

県は、県単独では十分な災害応急対策を実施できない場合において、応援調整都県市に応援を要請する。なお、災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難な時は、九都県市で設置する応援調整本部に応援を要請する。

<応援調整都県市>

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県、横浜市、 川崎市、相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県、横浜市、 川崎市、相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県、横浜市、 川崎市、相模原市
神奈川県、横浜市、 川崎市、相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市 域外の自治体	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市		

(4) 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

九都県市首脳会議の構成都県市だけでは十分な災害応急対策を実施できない場合において、関西広域連合に対し、応援を要請する。カウンターパート方式等の応援実施方式については、状況に応じて応援調整本部と調整する。

(5) 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定（三県知事会議）

県は、県単独では十分な災害応急対策を実施できない場合において、群馬県及び新潟県に対して応援を要請する。

《資料編1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 各種相互応援協定》

第2章 受援体制

1 基本的事項

県及び県内市町村の相互応援だけでは、十分な災害応急対策を実施できない場合、国や全国の自治体に応援要請を行う。(※)

応援要請及び受入れに係る調整業務は、県災害対策本部（以下「県本部」という。）統括部に置く国他県班（以下「国他県班」という。）、統括部に置く市町村班（以下「市町村班」という。）、及び渉外財政部から編成される「人的支援調整チーム」が行う。

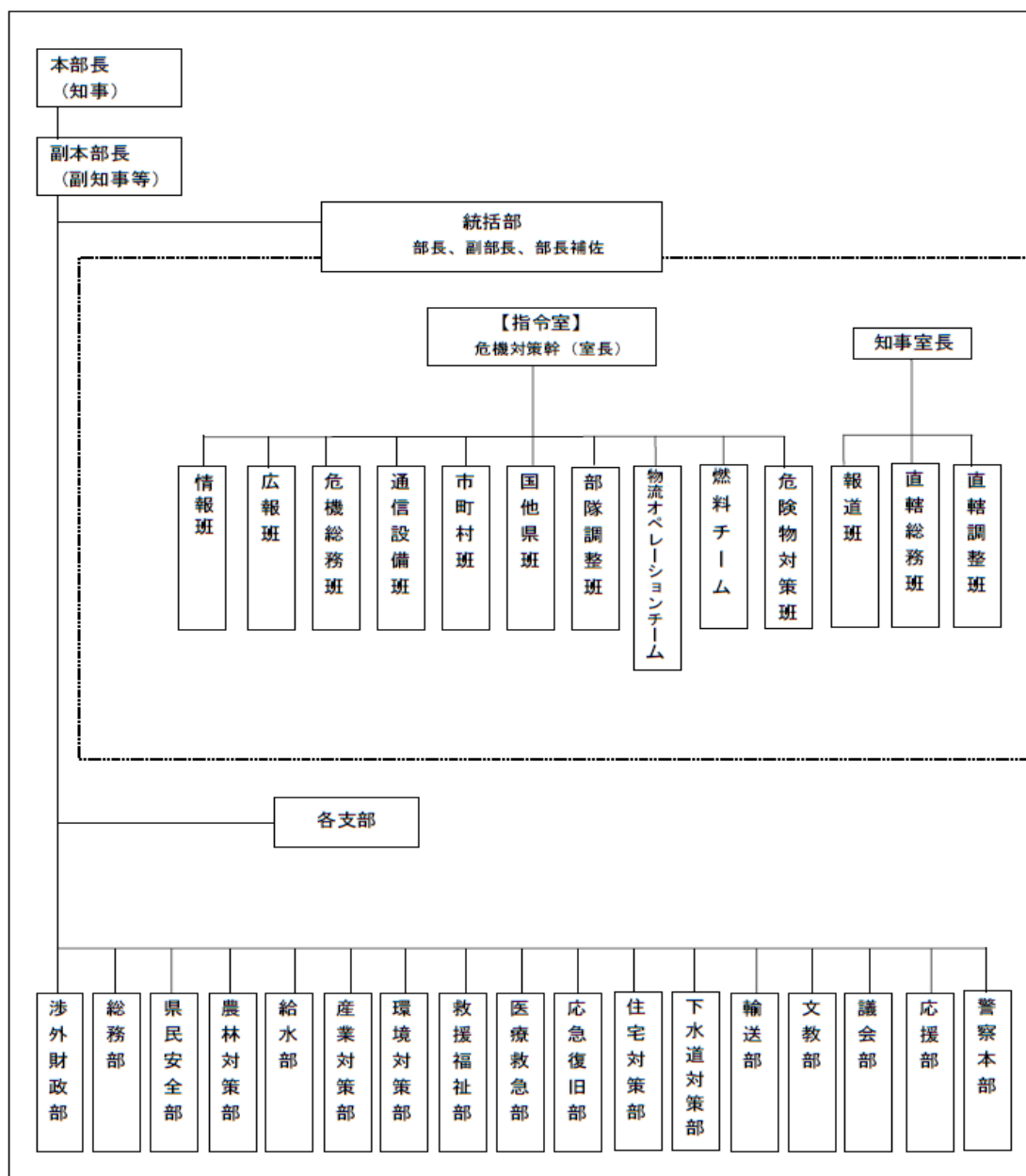
ただし、特定の部が調整を行うことが想定されている応援については、該当する部が調整を行う（例：DMAT（災害派遣医療チーム）⇒医療救急部）。

応援の受入れに当たっては、応援側リエゾンの活動場所を確保し、県本部にて行われる各調整会議への参加機会を提供するなど応援団体が円滑に活動できるよう支援する。

また、被災市町村は、災害対策本部に受援班を設置し、業務ごとに受援担当者を設定するなど、受援に係る調整業務が円滑に行える体制を整える。

(※) 本計画は、県内相互応援のみで十分な応急対策を実施できる災害は対象外とする。

県災害対策本部 組織図



2 受援に関する組織及び担当業務

県本部における受援に関する業務については、国他県班、市町村班及び渉外財政部から編成される人的支援調整チームが行う。また、県庁内での職員の動員招集については、情報班及び総務部が行う。各組織の具体的な担当業務については、以下のとおりである。

(1) 人的支援調整チーム

ア 国他県班の業務

- ・ 内閣府、国現地災害対策本部、三県知事会議、九都県市首脳会議との連絡調整
- ・ 応援職員確保調整本部（総務省等）との連絡調整
※応急対策職員派遣制度が稼働した場合。詳細は第6章4-(2)に記載。
- ・ 応援団体との調整（応援要請、リエゾン受入れ、応援調整）
- ・ 国現地災害対策本部・応援側リエゾンとの調整会議の設置・運営

イ 市町村班の業務

- ・ 被災市町村の受援ニーズの把握・とりまとめ
- ・ 被災市町村の受援状況の把握・とりまとめ

ウ 渉外財政部の業務

- ・ 全国知事会及び関東地方知事会との連絡調整

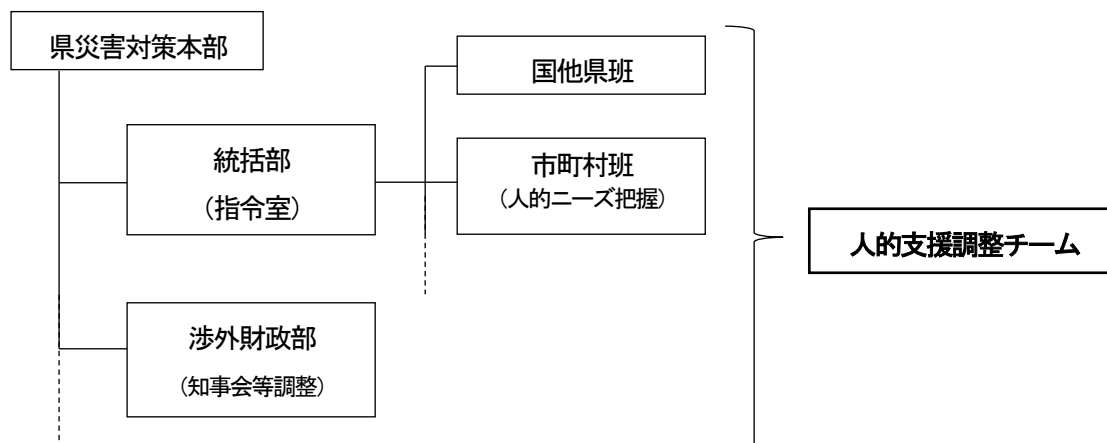
(2) 情報班

- ・ 県の受援ニーズの把握・とりまとめ
- ・ 県の受援状況の把握・とりまとめ

(3) 総務部

- ・ 庁内の人員調整

【人的支援調整チーム】



3 応援団体からのリエゾンの受入れ

(1) リエゾンの受入れ

被災状況や受援ニーズを把握するため、応援団体からリエゾンが派遣される場合がある。リエゾンの受入れについては国他県班が行い、受け入れる際には、リエゾンとしての業務を円滑に行えるよう次のように対応する。

- ・活動場所（※）や備品の提供

（※）災害対策本部設置時のレイアウトについて、本計画の資料編に掲載しているため、リエゾンの活動場所はそちらを参照して提供する。

《資料編 2-1 災害時用オペレーションルームレイアウト》

《資料編 2-2 災害時用危機管理防災センターレイアウト》

- ・被害状況や受援ニーズ等の情報提供
- ・県本部統括部班長会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供

(2) リエゾンや応援職員への支援

ア 宿泊場所

応援側に宿泊場所の確保を要請した上で、確保できない場合の宿泊場所として、庁内の会議室等を提供する。また、庁内の会議室等だけで宿泊場所が不足する場合は宿泊施設リストも活用する。

《資料編 2-3 宿泊施設リスト一覧表》

イ 食料・飲料水等の携行品

アと同様に、応援側に必要な携行品の準備を要請し、準備できない場合には県本部内で調整して食料・飲料水等の携行品を提供する。

携行品の例

食料、飲料水、文房具（筆記用具、紙、ファイル等）、パソコン、公用スマートフォン、モバイルバッテリー、防寒着、安全靴、皮手袋、軍手、ゴーグル、マスク 等

4 県から被災市町村への情報連絡員等の派遣

県は、受援ニーズを把握し応援職員の派遣などの円滑な支援を行うため、被災市町村に情報連絡員等を派遣する。

(1) 市町村情報連絡員（係）

県内で震度6弱以上の地震が起きた場合等に、市町村に県職員を派遣し、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。休日・夜間に派遣するのが市町村情報連絡員であり市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定しておく。平日勤務時間内は県支部職員を市町村情報連絡係として派遣する。

(2) 彩の国災害派遣チーム先遣隊

被災市町村の災害対応業務を支援するため「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づき彩の国災害派遣チームを派遣する。彩の国災害派遣チームが円滑に活動できるよう、チームの第1隊は先遣隊として被災状況や受援ニーズの把握を行う（P30～31 参照）。

(3) リエゾン

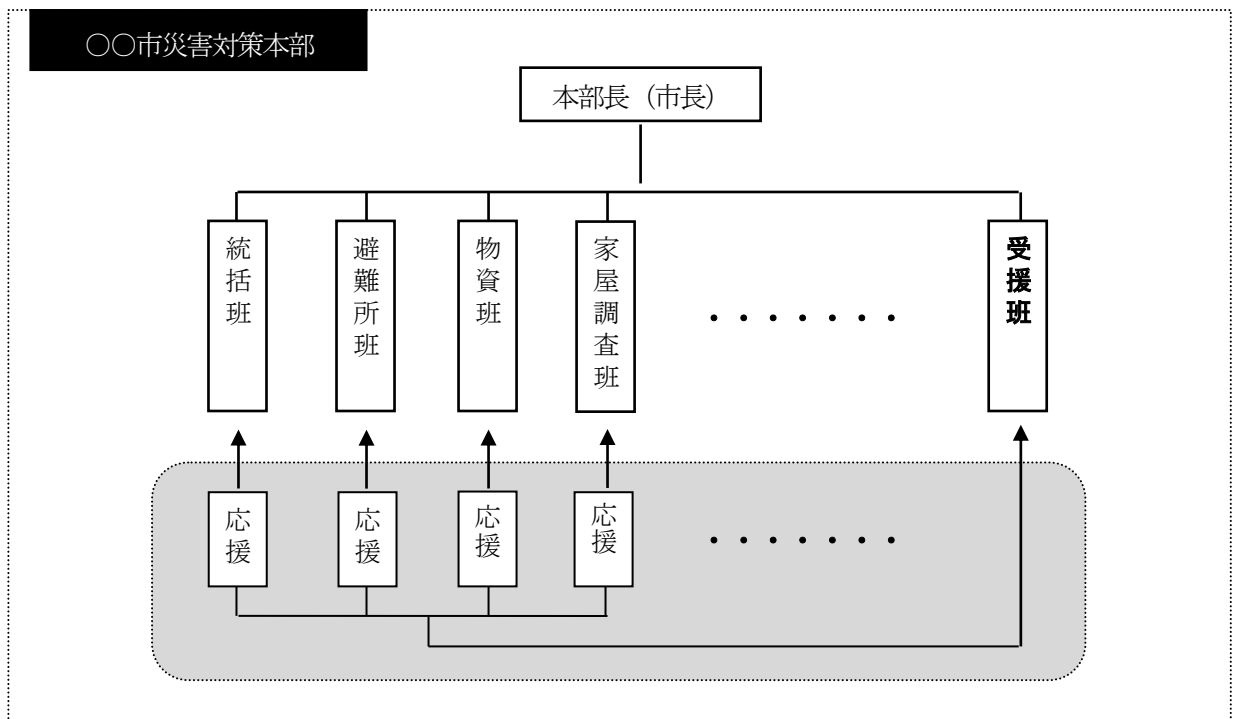
市町村情報連絡員だけでは十分な被災市町村の被災状況や受援ニーズが把握できない場合において、被災市町村の状況の把握及び必要な情報の提供を行うため、県職員を被災市町村へリエゾンとして派遣する。

5 被災市町村における受援体制

(1) 受援体制の整備

大規模災害時には様々な枠組みにより人的・物的応援が行われるため、被災市町村では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう市町村に助言する。

なお、県作成の「市町村受援計画策定の手引き」にて詳細な受援体制の整備について記載しているため、平時から本手引きについても参考にしよう市町村に周知を行う。



(2) 各班の業務担当窓口（受援）の役割例

ア 受援に関する状況把握

- ・業務における人的・物的資源ニーズのとりまとめ
- ・業務における人的・物的応援の受入状況のとりまとめ

イ 資源の調達・管理

- ・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入状況から、資源の過不足を整理する。
- ・各班の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ・今後必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

第2章 受援体制

ウ 受援班への報告

- ・アでとりまとめた結果を受援班に報告する。

エ 調整会議への参加

- ・受援班が開催する調整会議に参加する。

オ 応援職員への支援

- ・業務に必要な場所・応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングができる環境を提供する。

(3) 受援班の役割例

ア 受援に関する状況把握・とりまとめ

- ・庁内における人的・物的資源ニーズのとりまとめ
- ・庁内における人的・物的応援の受入状況のとりまとめ

イ 資源の調達・管理

- ・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入状況から、資源の過不足を整理する。
- ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ・今後必要となる人的・物的資源の応援を要請する。

ウ 庁内調整

- ・アでとりまとめた内容を庁内の各班の業務担当窓口（受援）に共有する。
- ・調整の必要を検討する。

エ 調整会議の開催

- ・全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する（業務担当窓口（受援）の参加）。

オ 応援職員への支援

- ・業務に必要な場所・応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングができる環境を提供する。
- ・各班の業務担当窓口（受援）が応援職員に適切な執務環境を提供するよう必要に応じ調整を行う。
- ・応援側で確保できない場合の宿泊場所として、庁内の会議室等を提供する。また、近隣の宿泊施設も活用できるよう、宿泊施設リストを平時から作成し、応援側に紹介する。

第3章 防災拠点

1 防災拠点の種類と活用

(1) 防災活動拠点

県は、防災基地をはじめ、災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置付け、整備している。下表のうち、救援物資備蓄機能・集配機能、活動要員集結機能のある拠点を物的応援や人的応援の拠点として活用する。

【県の防災活動拠点の概要】

※「埼玉県地域防災計画（令和6年3月）」から抜粋

防災活動拠点	救援物資		活動要員集結機能	被災者等避難機能	訓練研修機能	備考
	備蓄機能	集配機能				
危機管理防災センター			○		○	災害対策本部
地方庁舎・合同庁舎	○ 生活用水等		○		○	災害対策本部支部 現地災害対策本部
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 5基地
県営公園	○ 生活用水等	○	○	○ 避難場所、 避難所※	○	開設22公園
防災拠点校	○			○ 避難所※	○	37校、備蓄機能のみ残した閉校施設1か所
舟運輸送拠点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施設	○	○	○	○ 避難所※	○	さいたまスーパーアリーナ
	○	○	○		○	埼玉スタジアム2002公園
防災学習センター	○ 飲料水		○		○	
消防学校	○ 活動機材		○		○	
広域支援拠点			○			高速道路インターチェンジ周辺の民間企業等の所有地
災害時物流応援団地		○				

第3章 防災拠点

※ 防災活動拠点の避難場所、避難所等としての指定及び運営は市町村が行う。

《資料編3-1 防災基地一覧》

《資料編3-2 県営公園一覧》

《資料編3-3 防災拠点校一覧》

《資料編3-4 舟運輸送拠点一覧》

《資料編3-5 大規模施設一覧》

(2) 災害応急対策活動拠点

自衛隊、消防、警察などの各部隊（以下「応援部隊」という。）が被災地において指揮、宿営、資機材集積等を行う場所として「埼玉県地域防災計画」に定める拠点である。

《資料編3-6 災害応急対策活動拠点一覧》

(3) 広域支援拠点

民間企業、大学の事業用地や駐車場などのスペースを災害時に一時借用し、応援部隊の活動拠点・救援物資の集積場所として活用する拠点である。

《資料編3-7 広域支援拠点一覧》

(4) 物資拠点

物資の受入れ、一時保管、被災地への輸送を行う拠点である。

「広域物資輸送拠点」…県の物資拠点

「地域内輸送拠点」…市町村の物資拠点

《資料編3-8 広域物資輸送拠点候補地一覧》

《資料編3-9 地域内輸送拠点一覧》

(5) 災害時物流応援団地

食料品や生活必需品など多種多様な物資を流過程の中で一括して取扱い、また大量の物資を保管できるという特性を持つ物流団地等において、大規模災害発生時に物資の提供を受けるとともに、広域物資輸送拠点として活用する拠点である。

《資料編3-10 災害時物流応援団地一覧》

2 防災拠点の開設

県は災害時において、物流オペレーションチーム及び部隊調整班が関係市町村や防災関係機関と調整の上、災害応急対策に必要となる防災拠点を選定・開設する。

第4章 救助・救急、消火活動等に係る応援の受入れ

1 基本的事項

県は、大規模災害発生時に、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、海上保安庁等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に発揮して応急活動を実施する。

2 派遣要請

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、原則として知事（県本部統括部に置かれる部隊調整班（以下「部隊調整班」という。））から消防庁長官（消防庁広域応援室・応急対策室）に対して行う。

ア 知事による応援要請

知事は、被災地の市町村長から応援要請を受けた場合は、災害の状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官へ応援要請を行う。

また、被災地の市町村長から要請がない場合であっても、代表消防機関（さいたま市消防局）等と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行う。

《資料編 4-1 緊急消防援助隊の応援等要請（県→消防庁）》

《資料編 4-2 応援等要請のための連絡事項（市町村→消防庁、県）》

イ 消防庁長官による応援要請

消防庁長官は、災害の規模等に照らして緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合には、緊急消防援助隊に出場の求め又は指示を行うことができる。

ウ 消防応援活動調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、県本部（部隊調整班）に消防応援活動調整本部を設置する。なお、被災地が1つの場合であっても、知事が必要と認める場合は消防応援活動調整本部を設置する。

(2) 警察災害派遣隊の派遣要請

警察災害派遣隊には、被災者の救出活動や緊急交通路の確保等の業務に従事する広域緊急援助隊等の即応部隊と、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール等の業務に従事する一般部隊とに分かれるが、本計画では主に即応部隊の受入れを想定している。

警察災害派遣隊の派遣要請は、警察法第60条1項の規定に基づき、埼玉県公安委員会（県本部（警察本部））が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。

(3) 自衛隊（災害派遣部隊）の派遣要請

自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、災害復旧、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

第4章 救助・救急・消火活動等に係る応援の受入れ

ア 知事による災害派遣要請

知事は、地震等により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認められた場合、若しくは市町村長が応急措置を実施するために必要があると認めて、知事に災害派遣要請をするよう求めた場合は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき県本部（部隊調整班）から自衛隊（原則として陸上自衛隊第32普通科連隊第3科）に災害派遣を要請する。

《資料編 4-3 自衛隊の災害派遣について（依頼）（市町村→県）》

《資料編 4-4 自衛隊の災害派遣について（要請）（県→自衛隊）》

イ 知事からの要請を待ついとまがない場合等における災害派遣

自衛隊は、以下の理由により知事からの要請を待ついとまがない場合は、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊を派遣することができる。

(ア) 通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市町村長から、その旨及び地域に係る被害状況の通知を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(イ) 通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(ウ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合。

(エ) 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。

(4) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣要請

TEC-FORCEは国土交通省の各地方整備局等に設置される部隊であり、災害の緊急対応（緊急輸送路の確保、緊急湛水排除）、被災自治体への支援（衛星通信車等の派遣による通信網確保、災害復旧に関する技術指導や助言）、二次被害の防止（応急対策の立案・実施、被災箇所の危険度予測）等を行う。

国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣要請は、関東地方整備局と本県との「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき県本部（応急復旧部）が関東地方整備局へ行う。

(5) 海上保安庁への派遣要請

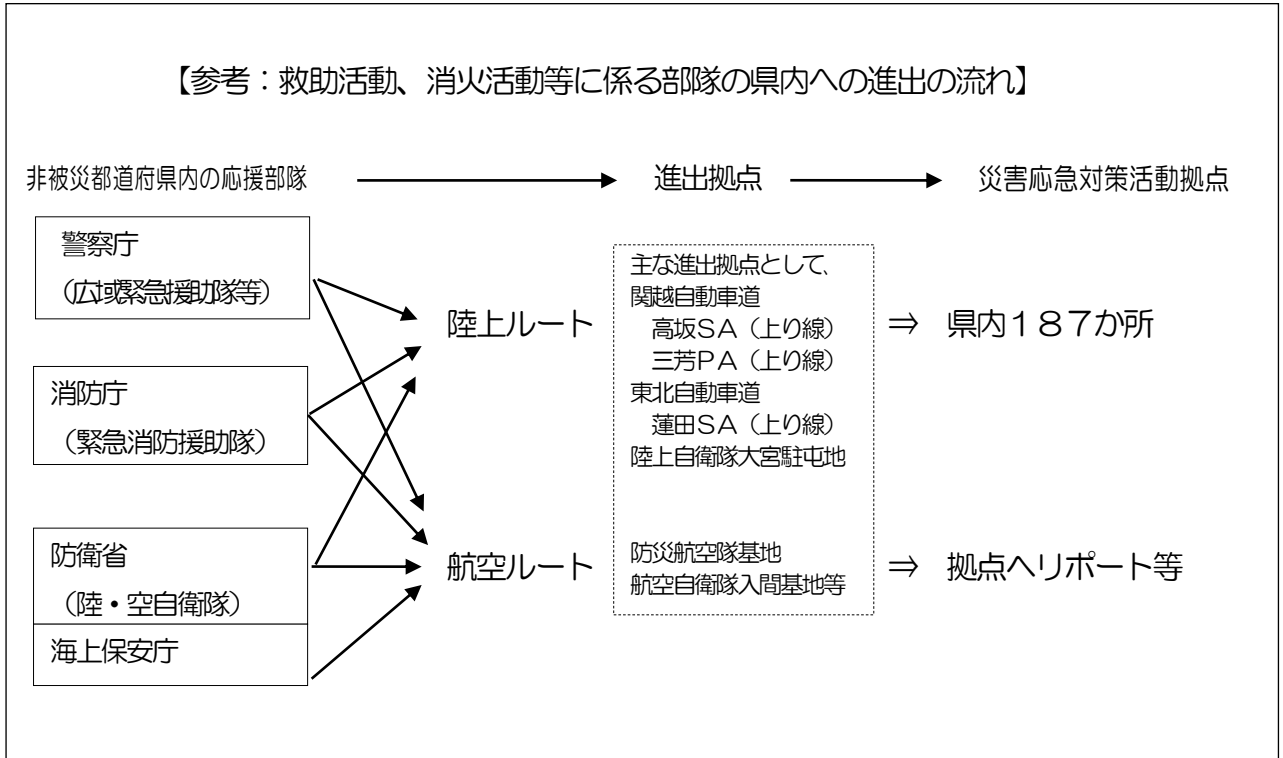
海上保安庁は、海上における人命及び財産の保護等の本来業務に支障のない範囲で内陸部の災害に対応することとなり、航空機等を活用し、傷病者、医師、避難者又は物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の災害応急対策を実施する。

海上保安庁への派遣要請は、県本部（部隊調整班）から第三管区海上保安本部（東京海上保安部）へ行う。

3 受入行動計画

(1) 受入れフロー

県は、あらかじめ定めた災害応急対策活動拠点等において、警察庁、消防庁、防衛省海上保安庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。



《資料編 4-5 進出拠点一覧》

(2) 県及び市町村の活動概要

ア 県本部

(ア) 県本部 (部隊調整班) 及び県現地災害対策本部 (以下「県現対本部」という。) は、関係市町村等と連携し応援部隊の受入れを行う。

(イ) 県本部 (部隊調整班) は、施設管理者等と連携し進出拠点及び災害応急対策活動拠点の開設に係る調整及び拠点内の区域調整を行う。

a 県本部 (部隊調整班) は、災害応急対策活動拠点の管理に係る関係部局及び市町村と調整し、施設の管理者に開設を要請する。必要に応じ、文書での要請を行う。

b 拠点施設の管理者は、開設要請を受けたときは、当該施設の被害状況等に照らし、使用の可否について回答する。

c 県本部 (部隊調整班) は、拠点施設の管理者が対応困難な場合は、県本部から応援を派遣する。

d 県本部 (部隊調整班) は、拠点施設の管理者に対して、施設の開錠、施設内に

第4章 救助・救急・消火活動等に係る応援の受入れ

おける立入禁止区域の設定等を依頼する。

(ウ) 県本部（部隊調整班）は、各応援部隊の調整本部又は県現対本部等に対して、災害応急対策活動拠点に関する情報等を提供する。

また、県本部及び県現対本部は、各応援部隊に対して県内の被害状況、道路の通行状況等の必要な情報提供を行う。

(エ) 県本部（部隊調整班）は、余震等による被害拡大により、災害応急対策活動拠点を変更する場合には、代替拠点を確保するとともに、県本部（応急復旧部、県警察本部等）と連携を密にし、緊急輸送ルート等の迂回ルートを選定する。

(オ) 県本部（国他県班、部隊調整班）は、国現地対策本部（以下「国現対本部」という。）に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び災害応急対策活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。

(カ) 県本部（国他県班、部隊調整班）は、その他の必要事項に関して、国現対本部と調整を行う。

(キ) 県本部（国他県班、部隊調整班）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国現対本部と調整の上、サイレントタイム（生存者を見つけ出すための静寂の時間）の設定を行うとともに、関係機関に協力を要請する。

(ク) 県本部（部隊調整班）は、応援部隊の連絡員等を通じ、応援部隊の活動状況を把握し、連絡調整する。

イ 市町村災害対策本部

(ア) 市町村災害対策本部（以下「市町村本部」という。）は、速やかに県本部に対して、管内の被害状況、火災発生状況等を報告し、必要に応じて救助要請を行う。

(イ) 市町村本部は、県本部等と調整のうえ活動拠点において応援部隊の受入れを行うとともに、油圧ショベル等の重機械類及び削岩機、エンジンカッター等の救助資機材を確保するなど、応援部隊と連携した活動を行う。

(3) 各応援部隊の活動概要

各応援部隊の活動については、それぞれの機関により定められた方針等に基づき活動することを原則とする。

4 支援ヘリコプターの受入れ

(1) ヘリコプターの運用調整

大規模災害時には、救援活動のみならず医療緊急搬送、物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプター（以下「ヘリ」という。）が県外から派遣されるため、県本部（統括部部隊調整班）は、自衛隊、消防、警察、県本部（医療救急部）等とヘリの運用について調整する。

(2) ヘリベースの確保

ヘリベースとは、駐機、給油、装備、整備等が可能な拠点及び航空部隊の集結場所をいう。

各機関のヘリベース（予定地、候補地）は以下のとおりであり、県本部（部隊調整班）は、関係機関と調整しヘリポートを確保する。

- ・ 消防防災ヘリ（予定地） : 本田エアポート
- ・ 航空自衛隊（候補地） : 入間基地
- ・ 陸上自衛隊（候補地） : 大宮駐屯地
- ・ 海上保安庁ヘリ（予定地） : 羽田航空基地
- ・ 警察ヘリ（候補地） : 入間基地
- ・ ドクターヘリ（候補地） : 本田エアポート（緊急消防援助隊応援ヘリの余裕地）、入間基地（航空自衛隊との調整が必要）

(3) 飛行場外離着陸場の確保

県本部（部隊調整班）は、ヘリの活動のために飛行場外離着陸場が必要な場合、候補地として選定されている場外離着陸場から、関係機関と調整して確保する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、各機関は現地で施設管理者等と調整し、確保する。

《資料編 4-6 埼玉県内飛行場外離着陸場一覧表》

(4) 空域統制

県本部（部隊調整班）は、報道機関のヘリコプターを含め活動に従事するヘリコプターの飛行統制を国土交通省へ要請する。

(5) 燃料補給

基本的には、各機関の計画で実施するが、機関の要請に基づき必要がある場合、県本部（部隊調整班、燃料チーム）が調整する。

(6) 通信

活動中の通信は、原則として災害用の通信系を使用し、ヘリコプターの運航上の通信は航空機相互連絡波（122.60MHz）を使用する。

第5章 保健医療救護活動に係る応援の受入れ

1 基本的事項

(1) 概要

県内の保健医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関被災による医療機能の低下、精神保健医療需要の増加、保健医療行政の指揮調整機能の混乱により県内の医療機関や保健医療活動チーム(※)だけでは、保健医療救護活動を十分に実施できない場合、非被災地域等から保健医療活動チームを受け入れるものとする。

また、対応困難な重症患者等を航空機(ヘリコプターを含む)により、被災地外等の医療機関へ搬送する体制を構築する。

※ 保健医療活動チーム

DMA T (災害派遣医療チーム: Disaster Medical Assistance Team)、日本赤十字社救護班、JMA T (日本医師会災害医療チーム: Japan Medical Association Team)、DPA T (災害派遣精神医療チーム: Disaster Psychiatric Assistance Team)、DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム: Disaster Health Emergency Assistance Team) など災害時に保健医療活動を行うチーム

(2) 局面(フェーズ)に応じた保健医療活動チームの受入れ

災害時医療の特徴として、発災後の時間経過とともに医療ニーズの内容が変化することが挙げられる。

発生直後の急性期には、救助と一体となった医療が求められるとともに、外傷や熱傷などの外科的傷病者が多く発生し、トリアージ(※)により優先順位をつけて対応する必要がある。また、重症傷病者を被災地外へ医療搬送する必要も生じる。

急性期以降には避難所等における医療や健康管理のほか、ストレスなどの精神保健、高血圧や糖尿病など持病の悪化、感染症対応等の需要が増加する。

こうした局面に応じた状況の変化を考慮し、県外等からの保健医療活動チームを受け入れる。

※ トリアージ

災害時の医療救護に当たっては、現存する限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療にあたる必要がある。このため、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めるトリアージを実施する。

(3) 県の体制

災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、県本部(医療救急部)に保健医療調整本部を設置する。

また、発災後1週間以内に、二次保健医療圏ごとに地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）を設置する。同会議では、関係機関と緊密な連携を図りながら、医療機関等の被害状況や避難所・救護所等における保健医療ニーズ等を適切かつ詳細に把握し、分析を行う。

保健医療調整本部は、各地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）の状況を確認しながら、保健医療活動チームの受入れ・派遣調整などを実施する。

なお、保健医療調整本部においては、保健医療と福祉の連携を図り、社会福祉施設等における医療ニーズの把握に努める。

2 保健医療活動チームの派遣要請・受入れ

(1) 保健医療活動に関する情報収集

地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）と市町村本部は、EMIS（※）や災害オペレーション支援システム（※）等を使用して医療機関の被災情報や市町村が設置・運営する避難所・救護所等の状況について情報共有する。

※EMIS（Emergency Medical Information System: 広域災害救急医療情報システム）
医療機関が災害発生時に被害状況、病院の診療（施設）機能の稼働、患者受入れ状況等の情報を入力することにより関係機関において情報共有を図る。

※災害オペレーション支援システム
県内全市町村や消防、警察、自衛隊、ライフライン機関などの防災関係機関同士で被災情報等を収集、情報共有化を図るシステム。気象情報や市町村が発する避難情報・避難所開設情報などを防災情報メールや県ホームページで県民に発信する情報発信機能も有する。

(2) 保健医療活動チームの派遣要請・受入れ

保健医療調整本部は各地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）から管内の医療機関の被災状況や避難所・救護所等の保健医療ニーズ等の情報を確認し、検討した上で、県内の保健医療活動チームの派遣を決定する（県内で対応できない場合は、他県や厚生労働省等と協議のうえ、支援要請を行う。）。これら保健医療活動チームの派遣調整に当たっては、保健医療調整本部は、災害医療コーディネーター（※）、透析災害医療コーディネーター（※）、災害時小児周産期リエゾン（※）等の助言を受けながら、各地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）は地域災害医療コーディネーター（※）等の助言を受けながら適切に実施する。

※ 災害医療コーディネーター
災害時に保健医療調整本部に参集し、医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、医療救護班の派遣要請や受入れに係る調整を行うなどして、県が行う災害時医療が円滑かつ効率的に行われるようサポートする役割を担う。

※ 透析災害医療コーディネーター
災害時に保健医療調整本部に参集し、透析医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、必要な透析医療が迅速かつ的確に提供されるよう県に対して医学的助言を行うとともに、行政機関、医療機関等との調整を行う。

※ 災害時小児周産期リエゾン
災害時に保健医療調整本部に参集し、小児・周産期医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、必要な小児・周産期医療が迅速かつ的確に提供されるよう県に対して必要な助言を行うとともに、行政機関、医療機関等との調整を行う。

※ 地域災害医療コーディネーター

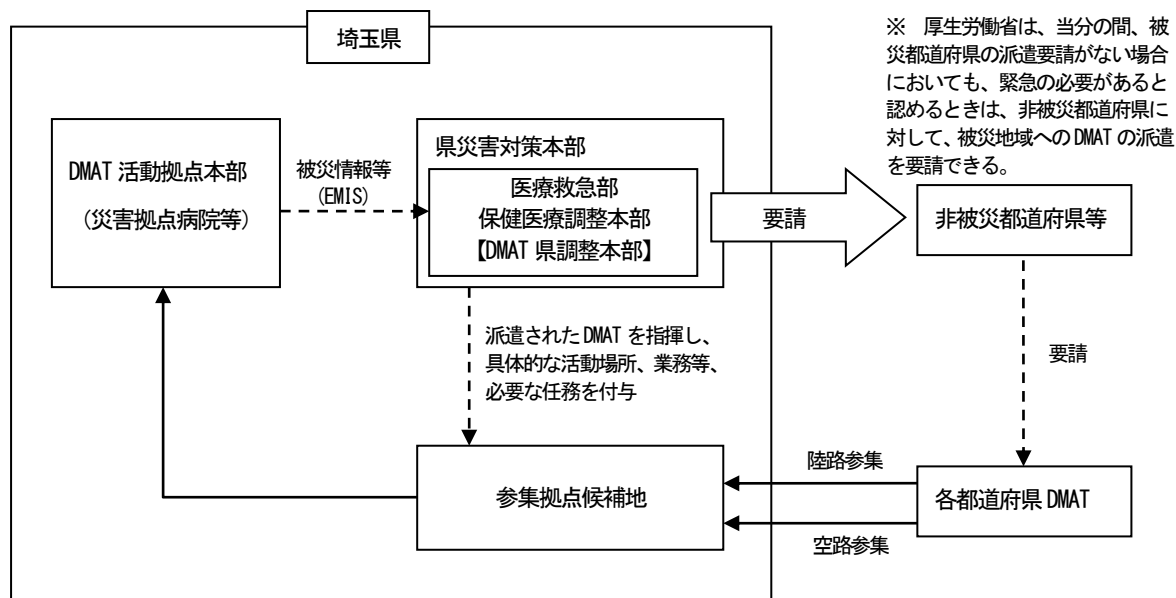
災害時に地域災害保健医療対策会議（被災医療圏保健医療調整本部）（同会議設置前は災害拠点病院等）に参集し、地域における災害医療のコーディネート（災害のフェーズごとに変化する医療需要に応じて適切な医療資源の配分を行い、被災者の健康支援の円滑化と被災した医療体制の復旧を目指すもの。）を行う。

ア DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請・受入れ

DMATとは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動を開始できる機動性を有し、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。災害初動期から応急期においては、DMATを主とした活動が想定される。

県外DMATの派遣要請は、保健医療調整本部が他の都道府県、厚生労働省DMAT事務局に対して行う。

【受入フロー】



(ア) 医療救護活動拠点

a 参集拠点候補地

参集拠点とは、県外から派遣されるDMATが、最初に目標とする参集場所である。

国具体計画で参集拠点候補地が位置付けられており、県内の参集拠点候補地は以下のとおりである。

陸路：東北自動車道 蓮田SA《上り線》

関越自動車道 高坂SA《上り線》

空路：航空自衛隊入間基地

DMAT県調整本部は、厚生労働省等と連携し、被害状況等に応じて参集拠点を適宜調整し、必要により参集拠点にDMAT参集拠点本部を設置する。

b DMA T活動拠点本部（災害拠点病院等）

DMA T県調整本部は、災害拠点病院管理者等と調整の上、DMA T活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。

なお、災害拠点病院等におけるDMA T活動拠点本部の開設、運営は「埼玉DMA T運用計画」に基づき行う。

＜資料編 5-1 埼玉県内災害拠点病院一覧＞

(イ) DMA Tの活動

DMA Tは、EMIS等を活用し医療情報等の収集・発信を行うとともに、被災地域内で次の活動を行う。

・本部活動

医療ニーズの収集と整理、搬送調整、DMA Tの指揮等

・病院支援

診療支援、病院避難支援

・地域医療搬送

被災地内における患者搬送及び搬送中の治療等

・現場活動

救護所や災害現場におけるトリアージ、緊急医療等

・広域医療搬送

機内活動、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU※Staging Care Unit以下「SCU」という。）の運営

(ウ) 関係機関との連携

DMA T県調整本部は、ドクターヘリの運航と運用に関わる調整を行う。医療搬送のために自衛隊や警察等のヘリコプターの支援が必要な場合には、県災害対策本部（部隊調整班）と連携し、他機関との調整を図る。

また、医療搬送にあたり救急車や自衛隊車両、民間事業者（バス協会等）による支援が必要となる場合にも同様とする。

(エ) 広域医療搬送の実施

県本部（医療救急部）は、県内で治療、収容できない重症患者等の搬送を国に要請し、国は自衛隊機等によって受入可能な非被災地医療機関への広域医療搬送を実施する。その際、県本部（医療救急部）はDMA T県調整本部と連携し、航空自衛隊入間基地の協力を得て同基地内にSCUを立ち上げる。

＜広域医療搬送活動の基本的な流れ＞

SCUの立ち上げ、運営等は「埼玉広域医療搬送計画」に基づき以下のとおり行う。

① DMA T県調整本部は、広域医療搬送が必要であると判断した場合、保健医療調整本部に対して報告する。

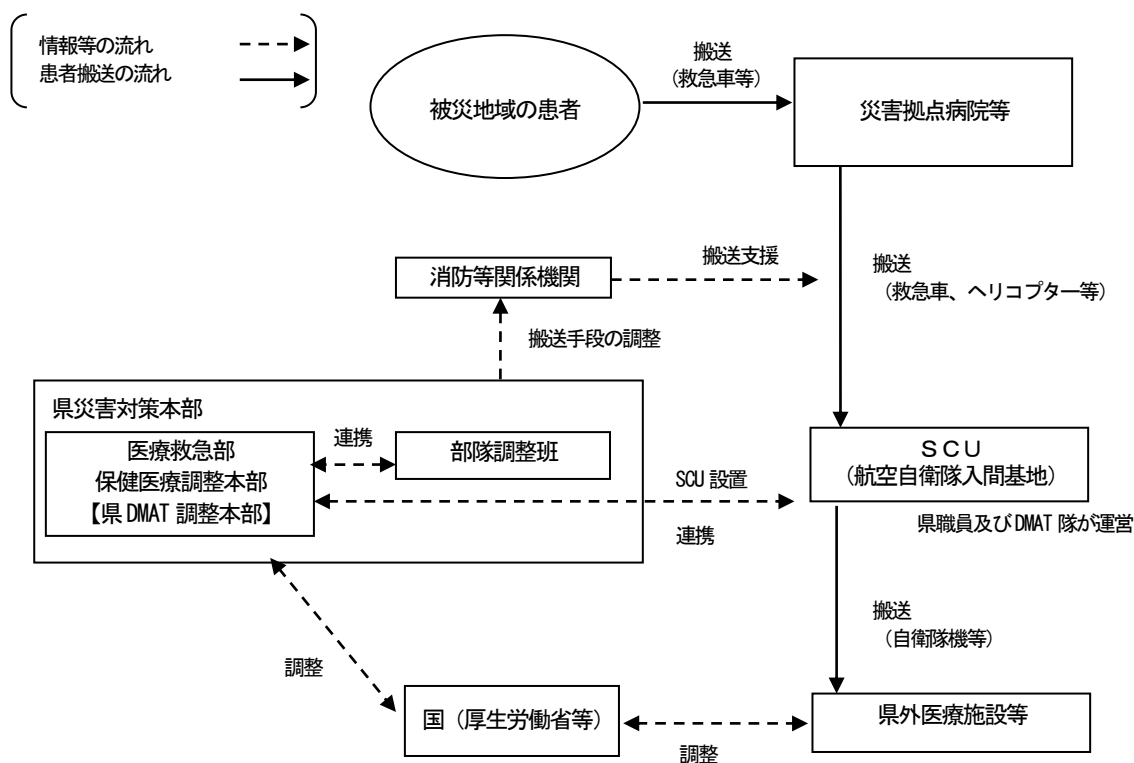
② 保健医療調整本部は、DMA T県調整本部からの報告を踏まえ、広域医療搬送の実施を厚生労働省に対して要請する。

③ 保健医療調整本部は、広域医療搬送を厚生労働省に要請した場合、災害対策本部の部隊調整班を通じて速やかに航空自衛隊入間基地及び中部航空方面隊に対し、広域医療搬送を要請したことを伝達するとともに、広域医療搬送支援隊の組織等を依頼する。

④ 保健医療調整本部は、広域医療搬送を決定した場合、狭山保健所に情報提供をするとともに、必要に応じて協力を依頼する。

⑤ DMA T県調整本部は、広域医療搬送が決定された場合、SCUの立ち上げを担うDMA Tを選定する。選定には、平時から県との協定に基づきSCU用高度医療資機材の管理を行う防衛医科大学校病院及び、航空自衛隊入間基地に近接する埼玉医科大学国際医療センターを念頭に行う。また、広域医療搬送を統括するSCU本部を設置し、本部長には統括DMA Tを充てるとともに、副本部長には医療整備課職員を充てる。

【広域医療搬送の流れ】



イ 日本赤十字社救護班の派遣要請・受入れ

県本部（医療救急部）は、日本赤十字社埼玉県支部と連携し、日本赤十字社救護班の運用について必要な要請及び調整を行う。

日本赤十字社救護班は、医療機関及び救護所等において医療救護活動を行うとともに、状況に応じて、被災現場において仮設救護所等を開設し医療救護を行う。また、避難所等を巡回して診療等を行う。

第5章 保健医療救護活動に係る応援の受入れ

ウ JMAT（日本医師会災害医療チーム）の派遣要請・受入れ

県本部（医療救急部）は、埼玉県医師会等と連携し、JMATの派遣及び受入れ等について必要な要請及び調整を行う。

JMATは、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援とともに、直接的な医療救護活動以外の健康支援活動等も行う。

エ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請・受入れ

DPATとは、被災地域等において精神科医療及び精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた精神医療チームである。なお、発災から遅くとも48時間以内に、被災地域で活動するDPATを「DPAT先遣隊」という。

（ア）県DPAT調整本部

県本部（医療救急部）は、関係機関と連携を図りながら必要な活動を行うため、保健医療調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。DPAT調整本部は、厚生労働省や他の都道府県等に対してDPATの派遣要請を行い、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置し、県内で活動するすべてのDPATの指揮・調整とロジスティクスを行う。

（イ）DPAT活動拠点本部

県DPAT調整本部は、県本部（医療救急部）と調整の上、活動拠点となるDPAT活動拠点本部を被災地域の保健所圏域や、市町村等の単位、災害拠点病院等に設置する。

DPAT活動拠点本部は、県DPAT調整本部の指揮の下、参集したDPATの指揮及び調整、管内の地域の精神保健医療に関する情報収集、関係機関との連絡調整等を行う。

なお、DPAT活動拠点本部の開設、運営は「埼玉県DPAT調整本部設置・運営要領」に基づき行う。

（ウ）DPATの活動

DPATは、県DPAT調整本部及びDPAT活動拠点本部からの指揮、調整の下、被災地域において、以下の活動を行う。

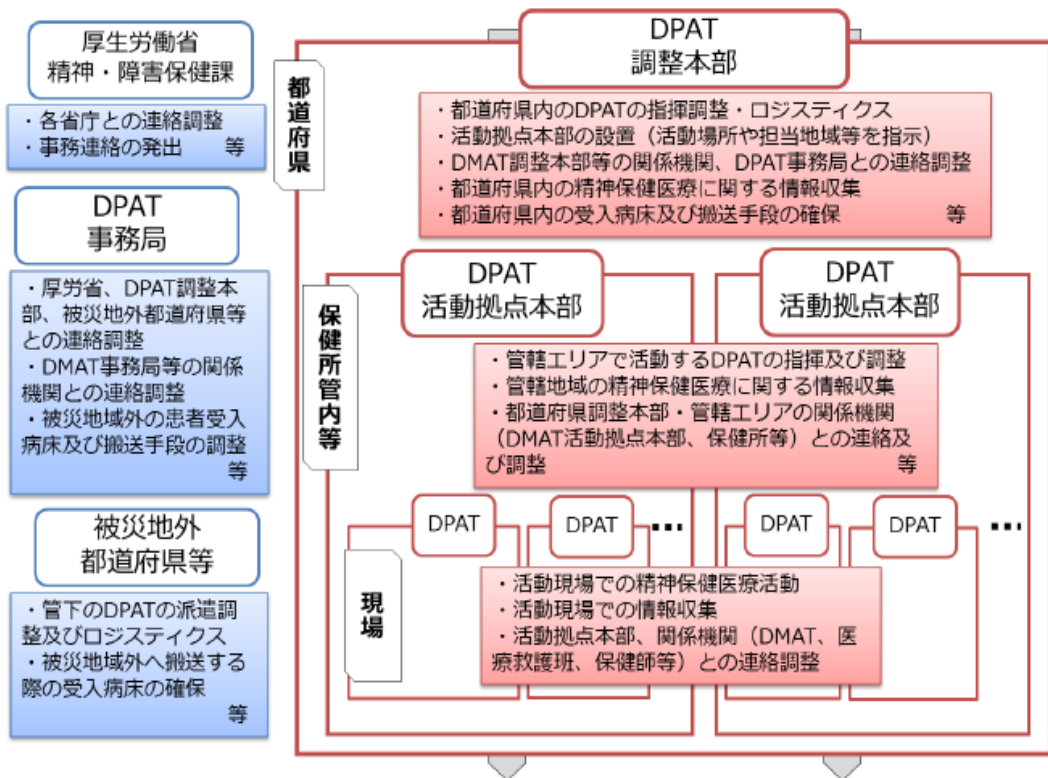
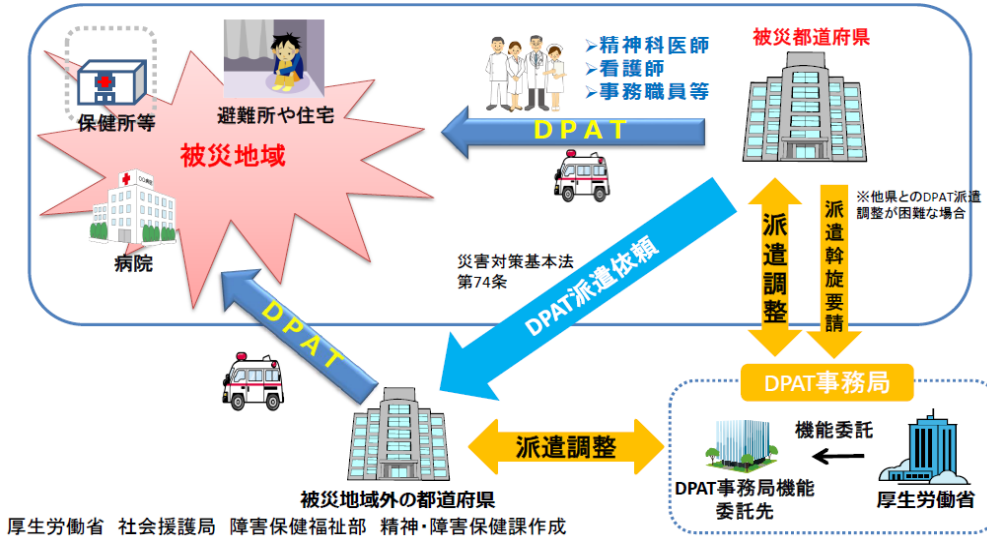
- ・ 外来、入院診療補助や患者搬送補助など被災した精神科医療機関への支援
- ・ 症状悪化や急性反応への対応や、薬が入手困難な方への精神科医療の提供
- ・ 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- ・ 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- ・ 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- ・ その他災害時における精神科医療の提供及び精神保健活動に必要な措置

（エ）関係機関との連携

DPATは、DMAT等他の医療救護班、保健師チーム等と情報を共有し、連携して活動する。

災害派遣精神医療チーム:DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

➤ 自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の際、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。



DPAT事務局（厚労省委託）DPAT活動マニュアル Ver.2.0 から抜粋

第5章 保健医療救護活動に係る応援の受入れ

オ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム：Disaster Health Emergency Assistance Team）

県本部（医療救急部）は、保健所等と連携し、DHEATの派遣及び受入れ等について必要な要請及び調整を行う。

DHEATは、主に災害発生時の医療対策、避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療本部及び保健所を支援する。

カ DHEAT先遣隊

国の指示により派遣され、発災後概ね48時間以内に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省やDHEAT事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉部門の指揮調整機能等を支援する。

発災後概ね48時間以内の災害急性期から1週間程度まで活動する。

<DHEAT先遣隊派遣基準>

厚生労働省は、以下の基準を目安に、DHEAT先遣隊の派遣を検討する。

- ア 災害救助法が適用される規模の災害であること
- イ 被災自治体内における相互応援が開始されていないこと
- ウ 被災都道府県外のDMAT・日赤救護班等支援チームが出動していること
- エ 震度6弱以上又は特別警報が発令されていること

第6章 災害応急対策を実施する人的応援の受入れ

1 基本的事項

県や被災市町村において、災害応急対策を実施する人員が不足する場合、まずは県内自治体の相互応援により対応し、それでも不足する場合は、国や県外自治体に応援を要請する。

応援職員を効果的に活用するためには、県及び被災市町村において応援が必要とされる業務及び必要人数を速やかに把握し、応援職員を的確に配置することが重要となる。

2 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他都道府県及び市町村の職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに所管する部局及び業務の主体は、概ね以下のとおりである。

※ ◎…主に人的応援の受入れが想定される業務

○…状況により人的応援の受入れが想定される業務

業 務	担当部	県業務	市町村業務
災害対策本部の運営支援	統括部	○	◎
市町村の行政機能回復のための支援	渉外財政部	○	◎
避難所及び避難者（在宅及び車中泊の避難者を含む）の把握及び応急対策	統括部	○	◎
避難所の運営等の支援	統括部 救援福祉部	○	◎
食料、飲料水、生活必需品の供給	統括部 農林対策部 給水部 産業対策部	○	◎
医療に関すること	医療救急部 救援福祉部	◎	◎
下水道の被害調査、応急対策、復旧	下水道対策部	◎	◎
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等	医療救急部 救援福祉部	○	◎
在宅の要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の把握及び応急対策	救援福祉部	○	◎
罹災証明書の交付	統括部 総務部		◎
砂防設備等重要点検箇所の緊急点検 道路施設、河川施設、ダム・砂防施設 の応急対策・応急復旧及び豪雪時の除 排雪	応急復旧部	◎	◎
建築物及び宅地の応急危険度判定	住宅対策部		◎
災害救助法に基づく応急仮設住宅の 供与、被災住宅の応急修理及び障害物 の除去	住宅対策部	◎	◎

第6章 災害応急対策を実施する人的応援の受入れ

災害廃棄物の処理	環境対策部	○	◎
災害遺児対策	救援福祉部	○	◎
生活保護相談	救援福祉部	○	◎
学校の早期再開に向けた支援	文教部	◎	◎

3 県における応援職員等の受入れ

(1) 国や他の都道府県への応援要請

県本部（人的支援調整チーム）は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な災害応急対策が実施できない場合は、国や、以下のとおり相互応援を締結している他の都道府県に対して応援を要請する。なお、要請先の優先順位については被災した地域や被害の規模等により、都度検討する。

- ・震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）
- ・九都県市災害時相互応援等に関する協定（九都県市首脳会議）
- ・関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定
- ・群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定（三県知事会議）

【例1】首都圏全域が被災した場合

→首都圏外の関東知事会や関西広域連合へ応援要請

【例2】本県全域が被災し、他の首都圏で被害がない都県市がある場合

→九都県市首脳会議へ応援要請

(2) リエゾンや応援職員への配慮

応援団体からのリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう配慮する（P12参照）。

(3) 応援団体の交代への配慮

応援団体が交代する際には、引継ぎ資料を作成するとともに、先遣の応援団体と後継の応援団体の引継ぎ期間として1日から2日は派遣期間を重複させるなど、後継の応援団体が円滑に業務を引き継ぐことができるよう配慮する。引継ぎの際には、引継ぎ作業の場に参加するなど、県本部も主体的に関与する。

4 被災市町村における応援職員の受入れ

大規模災害発生時には、市町村間の相互応援協定や、「埼玉県・市町村人的相互応援制度」、総務省の「応急対策職員派遣制度」などに基づき、被災市町村に応援職員が派遣される。これらの応援が並行して実施されるため、受援ニーズの把握や応援職員を適切に配置するための調整が必要となる。

(1) 埼玉県・市町村人的相互応援制度について

被災市町村が単独では災害対応業務に対応できない場合、県及び県内市町村が被災市町村に応援職員（彩の国災害派遣チーム）を派遣するものである。

《資料編 6-1 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱》

【派遣対象業務】

	期 間	業 務 ・ 職 種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短 期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

ア 支部内支援

被災市町村から県災害対策本部支部（以下「県支部」という。）に対し応援職員の派遣要請があった場合、県支部は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

発災当初は、被災市町村では膨大な災害対応業務の発生により混乱が生じることが想定される。このため、彩の国災害派遣チームの第1隊は、先遣隊として被災市町村に赴き、被災状況や受援ニーズの把握を行う。

なお、被災市町村が発災当初の混乱により応援要請をするいとまがない場合は、要請待たずにプッシュ型で応援職員を派遣する。

イ 全県支援

支部内支援だけでは対応できない場合は、県本部及び他の県支部からの応援職員を派遣する。

(2) 応急対策職員派遣制度について

県内の相互応援だけでは対応できない場合は、応急対策職員派遣制度を活用し、

第6章 災害応急対策を実施する人的応援の受入れ

他都道府県の自治体に応援を要請する。

応急対策職員派遣制度とは、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

《資料編 6-2 応急対策職員派遣制度に関する要綱》

応急対策職員派遣制度による職員派遣の目的は以下の2つである。

- ①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

※派遣期間はいずれも短期。①の対象業務については、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

ア 「避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援」について

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。

第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

【「避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援」のフロー】

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難

(連絡) 被災都道府県 ⇒ 被災地域幹事ブロック都道府県

第1段階支援

(被災地域ブロックを中心とした地方公共団体による応援職員の派遣)

応援職員確保調整本部(※)

(総務省(事務局)、全国知事会、
全国市長会、全国町村会、
指定都市市長会)

●情報の収集及び共有、総合的な調整を実施

それぞれ現地(被災都道府県)に要員を派遣

応援職員確保現地調整会議(※)

(総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、
被災地域ブロック幹事都道府県、被災都道府県)

●被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で
被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

都道府県にあつては
区域内の市区町村と
一体的に支援

第1段階支援だけでは対応困難

(連絡) 対口支援団体⇒被災地域ブロック幹事都道府県⇒応援職員確保調整本部

第2段階支援

(全国の地方公共団体による応援職員の派遣)

●全国の都道府県及び指定都市による応援職員の派遣の調整を実施

※都道府県(区域内市区町村を含む。)分は全国知事会、
指定都市分は指定都市市長会を中心に調整

都道府県にあつては
区域内の市区町村と
一体的に支援

※ 応援職員確保調整本部

総務省が、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国指定都市市長会（以下「関係団体」という。）と協議の上、必要と判断した場合に、総務省と関係団体で構成する応援職員確保調整本部を設置する。

応援職員確保調整本部は、内閣府及び消防庁（以下「関係省庁」という。）等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有及び総合的な調整を行う。

※ 応援職員確保現地調整会議

応援職員確保調整本部が被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県と協議の上必要と判断した場合には以下の調整等を行うために被災都道府県の災害対策本部が設置される都道府県庁舎等に応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置する。

- ・ 第1段階支援における調整（対口支援団体の決定等）
- ・ 現地調整会議において決定した事項の応援職員確保調整本部への報告
- ・ 現地における情報収集
- ・ 現地において収集した情報の応援職員確保調整本部への報告 等

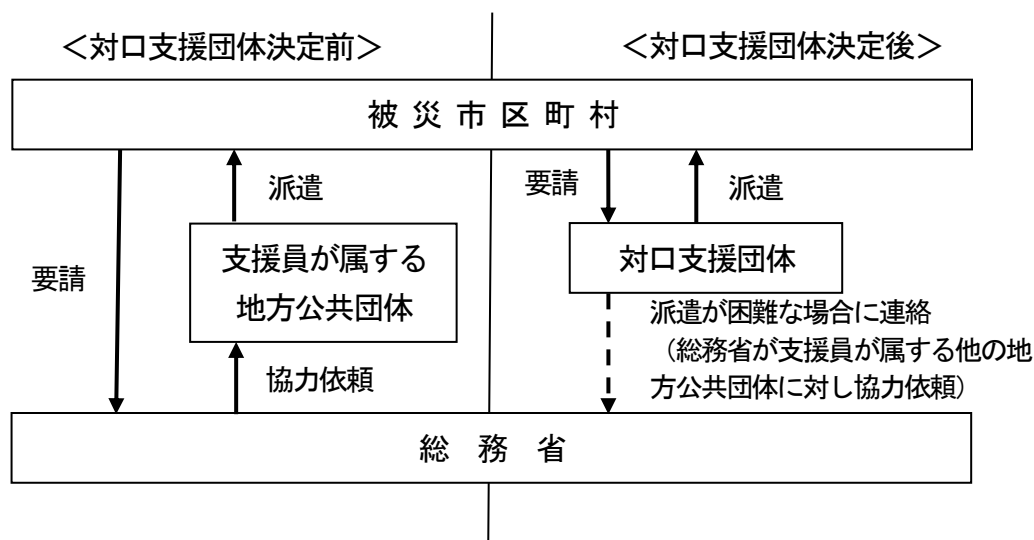
イ 「被災市区町村が行う災害マネジメントの支援」について

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員（GADM）を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

※ 災害マネジメント総括支援員（GADM）

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県を始めとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

【災害マネジメント総括支援員（GADM）の派遣のフロー】



ウ 派遣要請の流れ

(ア) 第1段階支援の要請

県（人的支援調整チーム（P11参照））は、県及び県内市町村による応援職員の派遣だけでは、被災市町村の災害対応業務を実施することが困難と判断した場合は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック管内の地方公共団体に対して、被災市町村への応援職員の派遣を依頼する。

(イ) 現地調整会議への職員の派遣

県内に現地調整会議が設置された場合、県本部は副課長級以上の職員を連絡員として派遣する。連絡員は総務省や関係団体、関東ブロック幹事都県から派遣された連絡員とともに対口支援団体を決定し、対口支援団体への支援要請に伴う各種調整を行う。

(ウ) 第2段階支援以降の対応

第2段階支援の要請は、対口支援団体が応援職員確保調整本部に対して行い、域外自治体への応援要請は全国知事会及び指定都市市長会が行う。県本部は応援の実施状況の把握に努めるとともに、被災県として、応援職員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

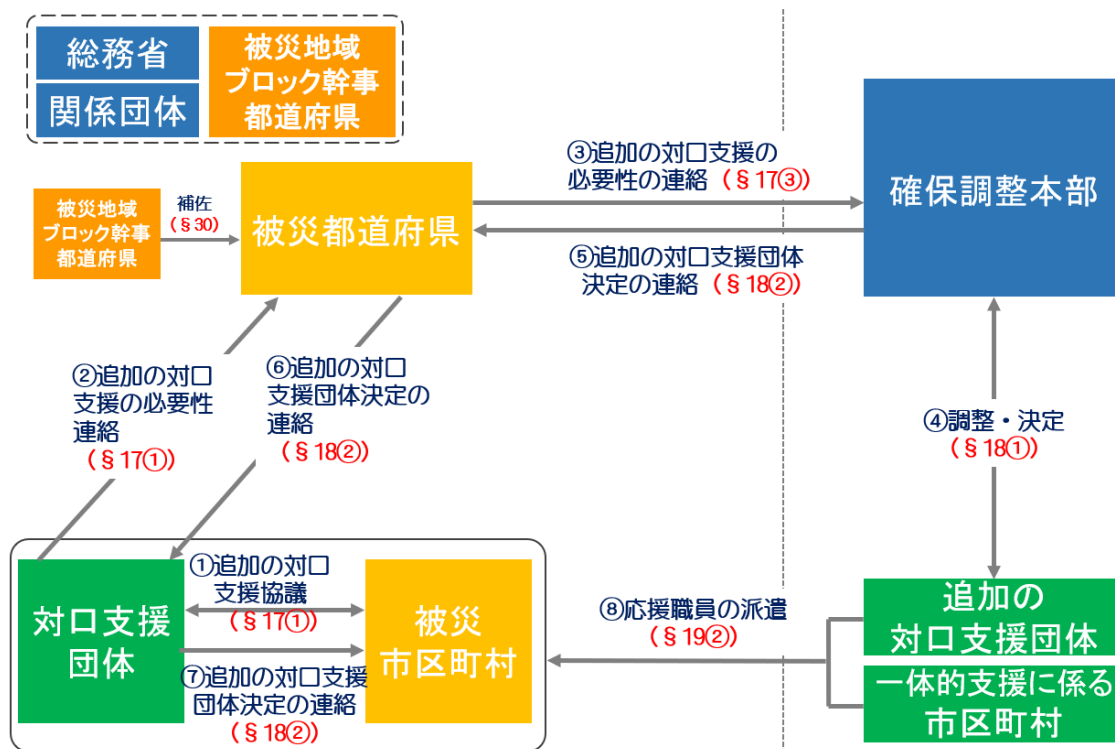
(エ) 追加の対口支援団体の決定

当初決定した対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部において追加の対口支援団体を決定し、被災市町村に追加の対口支援団体による応援職員の派遣が行われる。

県本部は、対口支援団体から、追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合は、確保調整本部に対しその旨を連絡する。

確保調整本部から、追加の対口支援について決定した事項について連絡を受けた際は、対口支援団体にその旨を速やかに連絡する。

【追加の対口支援団体の決定フロー】



応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル〈第6版〉から抜粋

§〇 …「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の条・項番号

(3) 被災市町村における災害時の受援体制

ア リエゾンや応援職員への配慮

応援団体からのリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう、県の対応に準じた支援を行うものとする（P12参照）。

イ 受援調整会議の開催

被災市町村は、様々な枠組みにより派遣されてきた応援職員が効果的に活動できるよう、受援班班長や応援団体のリエゾン等が参加する受援調整会議を開催する。

会議の目的は以下のとおり。

- ・ 受援の実施状況や課題の共有
- ・ 課題解決のための調整

ウ ミーティングの実施

避難所や物資拠点などの活動現場においても被災市町村職員や応援職員等が参加するミーティングを適宜実施する。

ミーティングで業務の課題や応援職員の過不足が明らかになった場合は、市町村災害対策本部や受援調整会議に報告し、必要な対応を求める。

(4) 県の役割

ア 被災市町村に対する支援

県本部（人的支援調整チーム）と被災市町村に派遣された市町村情報連絡員（係）、彩の国災害派遣チーム先遣隊及びリエゾンは、相互に連携を図りながら、被災市町村における受援ニーズや応援職員の受入れ状況の把握に努める。その上で、受援が効果的に行われるよう被災市町村に必要な助言を行う。

イ 被災市町村間の応援職員の調整

県本部（人的支援調整チーム）は、被災市町村が複数あり、被災市町村により応援職員に過不足が生じている場合は、被災市町村や応援団体のリエゾン等と連携を図りながら応援職員の振り分けを行う。

ウ 応急対策職員派遣制度における本県の役割

応急対策職員派遣制度における本県の役割は以下のとおりである。

（「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第29条）

（ア）応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供

（例えば、県災害対策本部に集約された情報）

（イ）被災市町村の応援ニーズの把握

（ウ）被災市町村への連絡要員の派遣

（エ）被災市町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）

（オ）当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市町村への応援職員の派遣の調整

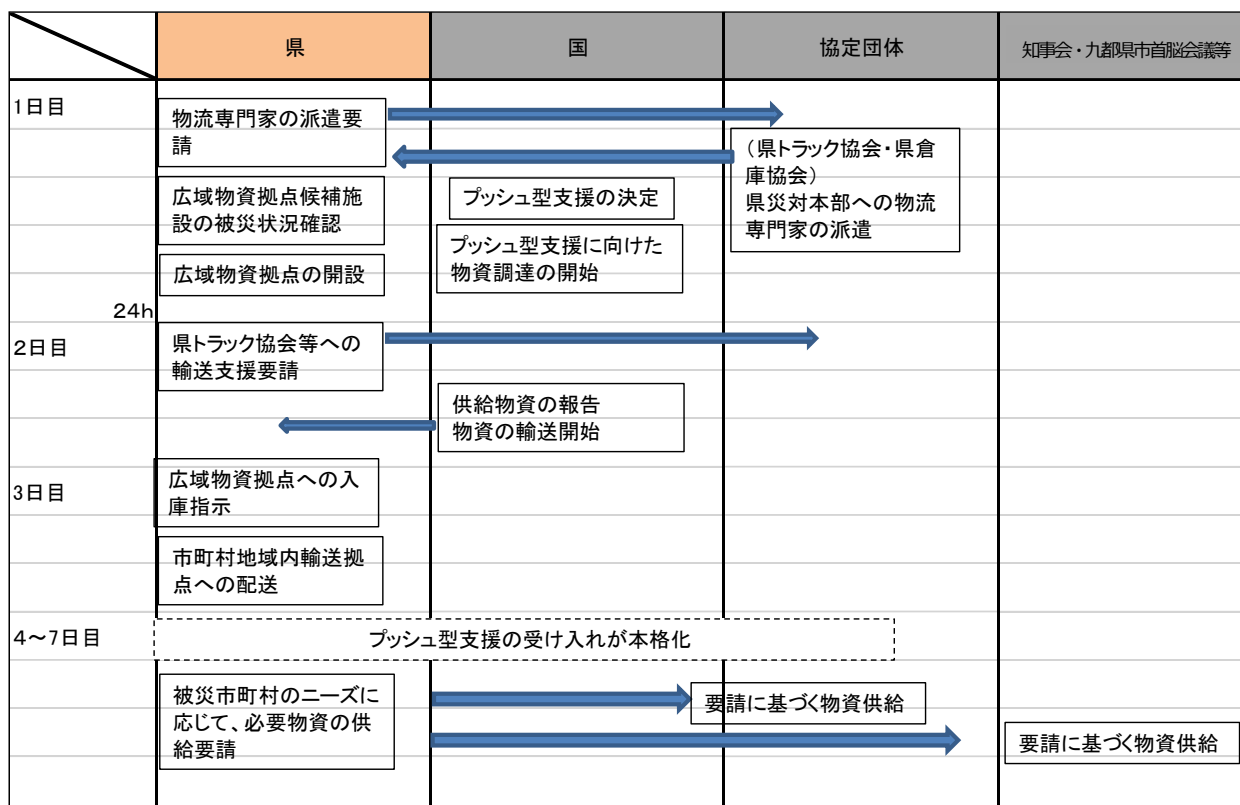
第7章 物資支援の受入れ

1 基本的事項

大規模災害発生時に、県及び市町村は県民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の物資について、迅速な調達及び供給を実施する。

物資の要請、調達、輸送調整については、「新物資システム（B-PLo）」を活用する。

【物資受入れタイムライン】

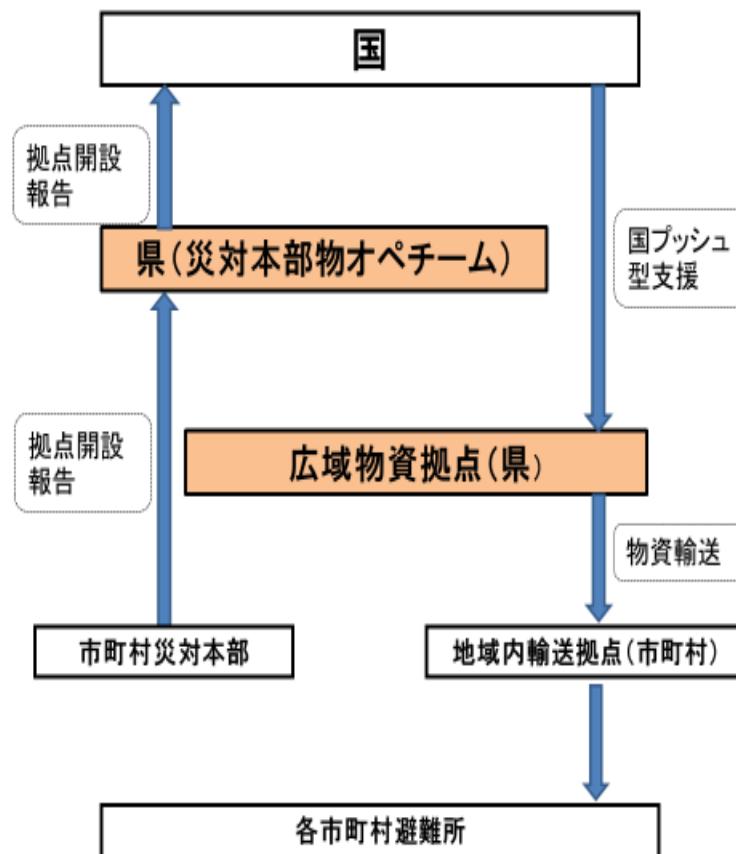


2 プッシュ型支援とプル型支援

(1) プッシュ型支援

国は、県からの具体的な要請を待たないで、避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する（以下、「国プッシュ型支援」という。）。国プッシュ型支援は、発災後3日目を目安に県の広域物資輸送拠点に届くよう調整され、その量は、発災後4日目から7日目までに本県において必要となる量を見込んでいる。

県は、広域物資輸送拠点を開設するなど、国プッシュ型支援を受け入れられる体制を整える。国プッシュ型支援による物資を広域物資輸送拠点に受け入れた後、市町村からの要請を踏まえつつ、場合によっては要請を待たずして、配分決定・発送連絡を行った上で、地域内輸送拠点まで物資を輸送する。



(2) 国プッシュ型支援による物資の内容（国具体計画による）

発災後4～7日目に必要となる物資8品目が供給される。

- ①食料②毛布③育児用調整粉乳④乳児・小児用おむつ⑤大人用おむつ
- ⑥携帯トイレ・簡易トイレ⑦トイレトペーパー⑧生理用品

第7章 物資支援の受入れ

【本県への国プッシュ型による物資の内容】

食料	毛布	育児用調整粉乳	乳児・小児用おむつ
7,616,100 食	57,500 枚	3,085 kg	532,764 枚
大人用おむつ	携帯トイレ 簡易トイレ	トイレットペーパー	生理用品
101,548 枚	3,994,693 個	456,967 巻	681,121 枚

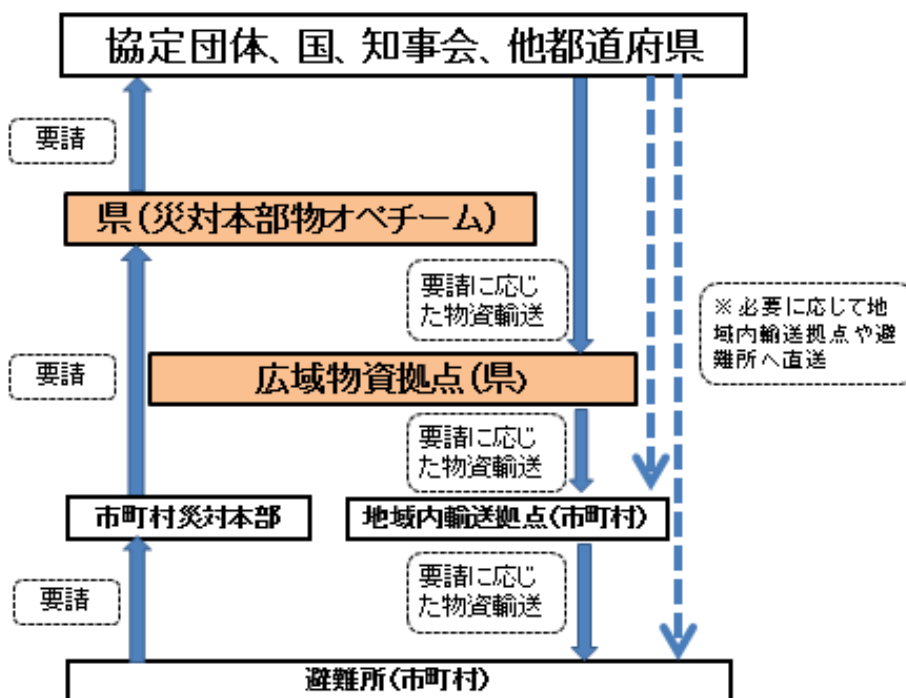
(3) プル型支援

県は、発災後概ね4～7日目にかけて国プッシュ型支援による物資を市町村へ供給するが、できる限り早期に市町村からの要請に基づいて物資を調達するプル型支援に切り替える。

県本部（物流オペレーションチーム）は市町村本部から物資の供給要請を受けた場合は、国、知事会、他都道府県、災害時応援協定を結ぶ民間事業者等へ物資供給の要請を行う。

調達した物資については、プッシュ型支援と同様に、県の広域物資輸送拠点で受け入れた後、市町村の地域内輸送拠点へ輸送する。なお、必要に応じて、調達先団体から直接、地域内輸送拠点や避難所に輸送する場合がある。

《資料編 7-1 救援物資要請受付書》



3 広域物資輸送拠点等の開設

(1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ア 広域物資輸送拠点とは、国等からの物資の受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点への輸送を行うために設置する拠点である。
- イ 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を受け入れ、避難所へ配送するために、市町村が設置する拠点である。

(2) 広域物資輸送拠点の選定

県本部統括部に置かれる物流オペレーションチームは、発災後速やかに県の広域物資輸送拠点候補地（防災基地、民間倉庫、災害時物流応援団地）の中から広域物資輸送拠点を選定し、開設を決定する。

《資料編 3-8 広域物資輸送拠点候補地一覧》

防災基地へは国プッシュ型支援物資の受け入れ、民間倉庫および災害時物流応援団地へは他都道府県や協定団体からの調達物資の受け入れを原則とするが、被災の状況に応じて柔軟に選定する。

なお、広域物資輸送拠点の候補施設については、以下を満たす施設をリストアップすることとする。（国具体計画による基準）

- ・新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
- ・フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ・12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・非常用電源が備えられていること
- ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

4 民間物流事業者の参画

物資拠点の運営又は物資の保管、輸送等に、民間物流事業者の持つノウハウ、マンパワー、車両、資機材及び倉庫等を活用するため、県本部（物流オペレーションチーム）で物流の調整や助言を行う災害対策本部物流専門家、物資拠点で運営の調整や助言を行う物資拠点物流専門家の派遣を県トラック協会、県倉庫協会へ要請する。

5 物資の輸送

(1) 輸送手段・ルート決定

輸送元から輸送先まで、どの車両を使用してどのルートで輸送するか決定する。

ア 輸送手段の確保

物資の荷姿（梱包状況）、重量、寸法等を把握し、どのような種類のトラックが何台必要となるか決定する。ただし、災害時には多種多様な物資が大量に届くため、やむを得ない場合は物資の重量から必要な車両台数を算出する。

また、物資拠点や避難所は、それぞれ道路幅員や施設形状等が異なるため、次の一覧を目安として輸送手段を選択する。

【輸送手段一覧】

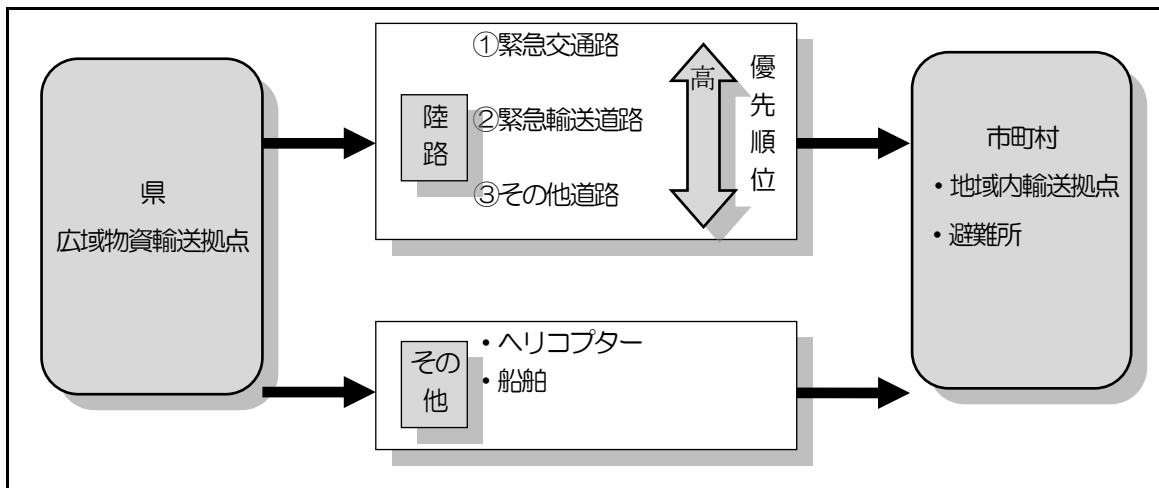
輸送元	輸送先	輸送調整主体	輸送手段
①国、企業、団体等	県広域物資輸送拠点	国、企業、団体等	10トン以上のトラック
	市町村地域内輸送拠点		4トン以上のトラック
	避難所		2トン以下・軽トラック
②県広域物資輸送拠点	市町村地域内輸送拠点	県	4トン以上のトラック
	避難所	県	2トン以下・軽トラック
③市町村地域内輸送拠点	避難所	市町村	2トン以下・軽トラック

※ 発災直後や道路状況等によっては、積載量は少ないが公用車も活用する。

※ 状況に応じてヘリコプターも活用する。また、地域によっては船舶の活用も検討する。

イ 輸送ルートの選定

【輸送ルート選定図】



災害時に道路や橋は被害を受け通行止めとなることや、障害物除去、応急復旧、交通規制等が行われ渋滞等が発生する。

そのため、物資輸送ルートは、被災状況や緊急性等に応じて、陸路又は空路を選定する。特に、秩父地域等で、孤立化した集落等に対しては、ヘリコプターによる空路が効果的である。また、荒川など船舶の航行が可能な地域においては船舶による輸送

も検討する。

なお、陸路の場合は、県本部（応急復旧部、県警察本部、部隊調整班、道路・ライフライン調整チーム等）と連携し、①緊急交通路、②緊急輸送道路、③その他道路の優先順位で組み合わせて選定する。

（2）物資の輸送実行

物資配分、輸送手段や輸送ルートに基づき、関係機関へ指示し輸送を実行する。実行後は、進捗状況の管理や、輸送ルートの調整等を行いながら、一連の流れを繰り返す。その際に、物流専門家の助言を踏まえながら、改善すべき点があれば随時修正していき、災害時物流の効率化を常に図っていく。

6 その他

義援物資については、物資量や内容により受入れを判断する。

なお、小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けない。
義援物資ではなく、義援金による支援をご案内する。

第8章 ボランティアとの連携

1 基本的事項

大規模災害等発生時における被災者等の膨大なニーズに応えるには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できるボランティアとの連携が必要不可欠となる。

県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動が展開できる体制を整備する。

2 県・県社会福祉協議会・災害ボランティア等との連携

関係機関・団体は受援力を高めるため、以下のとおり連携を図るものとする。

- ・平時：定期的な交流・訓練などを通じた顔の見える関係を構築する。県は、災害支援の経験値の高い方たちで構成されるボランティア団体について、市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ前であっても速やかに活動を開始していただけるよう、県社会福祉協議会と連携して市町村社会福祉協議会を支援する。
- ・災害時：ボランティア・NPO等による防災活動が災害時において重要な役割を果たすことを認識し、情報共有などの連携を図る。

3 県災害ボランティア支援センター

(1) 県災害ボランティア支援センターの開設

県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、県災害ボランティア支援センター開設の可否を判断するため、被災状況等に関する情報収集を行い、必要と判断した場合には主体となって同センターを開設する。

県災害ボランティア支援センターの開設にあたっては、県本部（県民安全部、救援福祉部）等と連絡調整を行い開設する。

県災害ボランティア支援センターの設置場所は、彩の国すこやかプラザ（さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65）を基本とするが、被災状況により他の場所に開設する。

(2) 県災害ボランティア支援センターの機能

ア 情報の集約

県本部、市町村本部、市町村災害ボランティアセンター、その他の関係機関・団体等が持つボランティアニーズや被害情報、被災地外から発信される情報等を収集する。

イ 市町村災害ボランティアセンターの支援

(ア) 人的支援

a 県社協職員の現地派遣

県内で災害が発生した場合、できる限り迅速に現地へ職員を派遣し、被災地社協とともに被災状況の把握と対応策の協議を行い、市町村災害ボランティアセンターの立上げを支援する。

b 災害ボランティアセンターのスタッフ確保

災害ボランティアセンターの設置・運営にあたり、不足するスタッフを確保するため、県内非被災地域の市町村社会福祉協議会に派遣要請を行う。

また、県内だけで必要なスタッフが確保できない場合、全国社会福祉協議会や関東ブロック都県指定都市社会福祉協議会と連携を図りながら、他都道府県社会福祉協議会へ職員派遣の要請を行う。

c 災害ボランティアの確保

県内非被災地域の市町村社会福祉協議会に対し、ボランティアの募集についての協力要請を行う。

また、県内だけで必要なボランティアが確保できない場合、全国社会福祉協議会や関東ブロック都県指定都市社会福祉協議会と連携を図りながら、他都道府県社会福祉協議会へボランティア募集の応援要請を行う。

(イ) 物的支援

市町村災害ボランティアセンターで確保が困難な備品、事務用品、資機材等について、県本部（物流オペレーションチーム）や非被災地域の市町村社会福祉協議会などと連携し確保に努める。

第8章 ボランティアとの連携

また、被災地域の県有施設等の使用について、県本部と調整を行う。

ウ 情報の発信

県本部、市町村本部、市町村災害ボランティアセンター、その他の関係機関・団体等と連携し、次の例示内容に関する情報の発信に努める。

- ・ 市町村ボランティアセンターの開設、運営状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況、需給状況
- ・ 必要な物資・資機材等の需給状況 等

4 県災害ボランティア団体ネットワークとの連携

(1) 災害時において県本部は、県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）と情報を共有し連携するよう努める。

(2) 彩の国会議の機能

ア 基本的機能

彩の国会議に参加している団体は、災害の応急期、復旧期、復興期のそれぞれに供給可能な資源を「ヒト、モノ、コト(SNS、ブログ、メーリングリストなど)、カネ」に分類・整理し、担当者の名前や電話番号と併せて団体間で共有している。

災害時には、災害の局面に従ってそれぞれ行動する。また、顔の見える関係を生かし相互に補完する。併せて、彩の国会議に参加していない災害ボランティア団体の窓口となる。

イ 県本部との情報共有

県本部は、彩の国会議に職員をオブザーバーとして派遣し、情報を共有しながら、効果的な災害対応を行うよう連携する。

(3) 情報の発信

彩の国会議は以下により情報発信を行う。

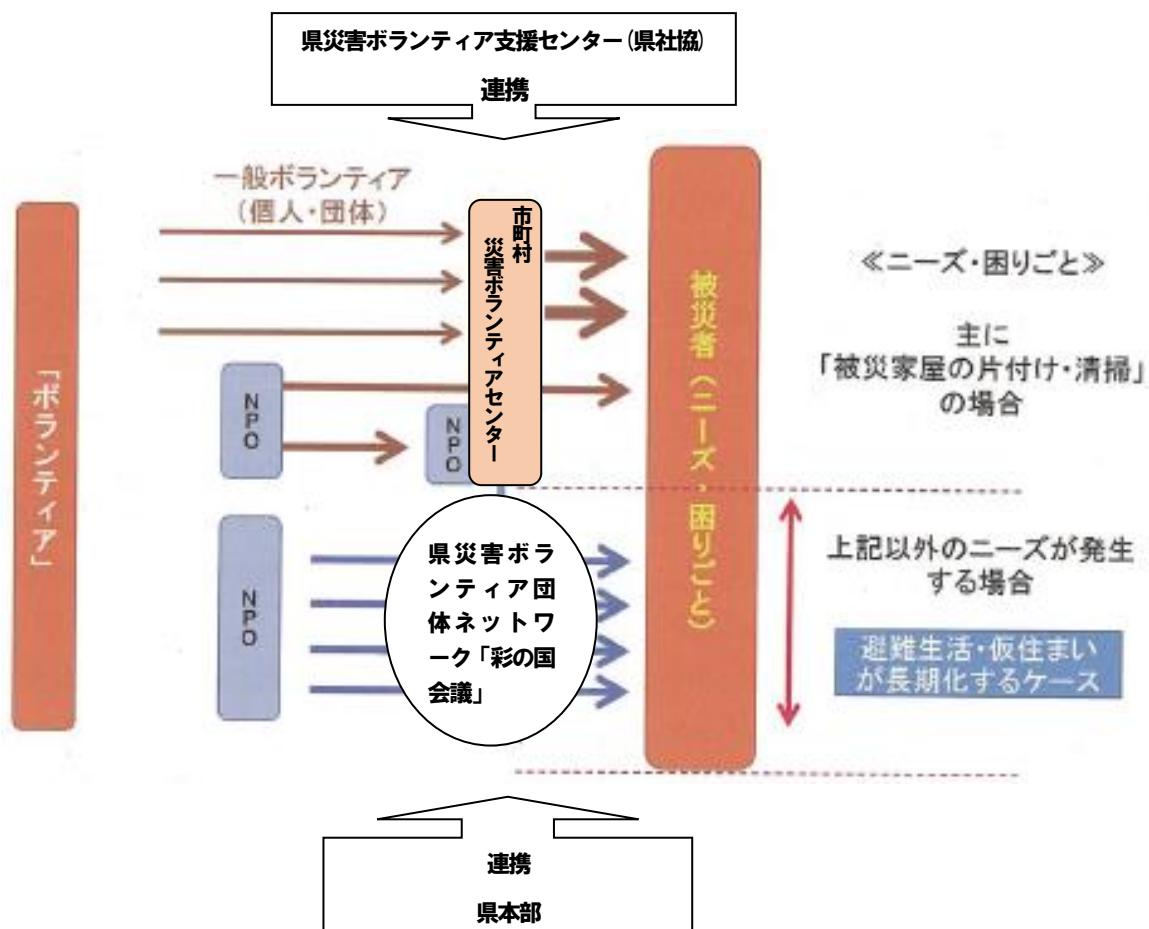
ア 彩の国会議のSNS等の発信手段

イ 各団体のSNS等の発信手段

ウ NPO向け情報発信ツール「NPOコバトンびん災害時専用ページ」

第8章 ボランティアとの連携

【ボランティア受入れフロー】



第9章 燃料、通信及び電力の確保

1 燃料の確保

(1) 基本的事項

県は、災害応急対策に重要な施設（以下「重要施設」という。）において燃料を確保できない場合、県内の燃料需要を取りまとめ、政府緊急災害対策本部へ要請を行う。

(2) 重要施設への燃料供給

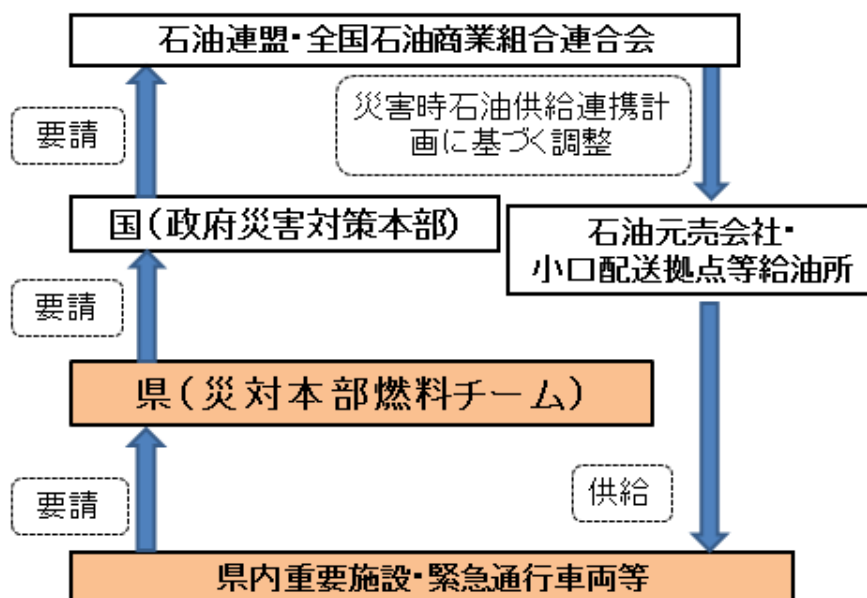
ア 県は重要施設の非常用電源等へ燃料を優先供給するため、あらかじめ重要施設をリストアップしておく。

重要施設の例

- ・危機管理防災センター・防災基地・大規模施設・防災航空センター
- ・災害拠点病院・県警機動隊・県警航空隊・その他防災関係施設

イ 大規模災害により、備蓄および県石油業協同組合からの燃料の調達が困難となった場合、県は政府緊急災害対策本部へ石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条に定める「災害時石油供給連携計画」による燃料供給を要請する。

※「災害時石油供給連携計画」による円滑な燃料供給のため、県はあらかじめ重要施設の設備情報を調査・収集し、石油連盟に提供しておく。



(3) 避難所等への液化石油ガス（LPガス）などの代替エネルギーの供給

避難所等から液化石油ガス（LPガス）などの代替エネルギーの供給要請があった場

第9章 燃料、通信及び電力の確保

合、県本部（燃料チーム）は「地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定」に基づき県LPガス協会、県ガス協会、日本コミュニティーガス協会関東支部埼玉県部会へ要請する。

2 通信の確保

(1) 重要施設リストの共有

県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、応急救助の拠点となる庁舎等の復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、東日本電信電話株式会社埼玉事業部と共有する。

(2) 重要施設における通信の臨時確保

県は、上記のリストに掲載された施設やその代替施設について、確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。

その上で、通信の優先的な確保を行うべく復旧を東日本電信電話株式会社埼玉事業部に対し要請する。

3 電力の確保

(1) 重要施設リストの共有

県は、災害発生時に電力の確保が必要となる災害拠点病院、応急救助の拠点となる庁舎等の復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、東京電力パワーグリッド株式会社と共有する。

(2) 重要施設への電力の応急措置

県は、上記のリストに掲載された施設やその代替施設などについて、電力の確保の必要性を確認する。県は、当該確認によって得られた情報に基づき、停電復旧の優先順位を検討の上、電力の優先的な確保を行うべき施設への応急措置（電源車の配備を含む。）を、東京電力パワーグリッド株式会社に対し要請する。

第10章 その他

1 被災地支援に係る車両の有料道路通行料金の無料措置

被災地支援等を目的とする車両（自治体が災害救援のために使用する車両、被災した自治体等が要請し受入承諾したボランティア活動に使用する車両等）を対象として、有料道路の通行料金について無料措置を講ずるため、県本部（統括部）は各道路会社へ依頼し運用を決定する。

2 外国人への情報提供及び相談窓口の開設

（1）基本的事項

大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、外国人支援を円滑に行うため、県、公益財団法人埼玉県国際交流協会、地域国際化協会連絡協議会（事務局：一般財団法人自治体国際化協会）等と連携し、外国人への情報発信及び相談対応等を行う。

（2）埼玉県災害時多言語情報センター

ア 埼玉県災害時多言語情報センターの開設

県国際交流協会は、県本部が設置される災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、「埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定」に基づき、県の要請等により、外国人への情報提供及び相談窓口の拠点として県多言語情報センターの設置・運営を行う。

イ 県多言語情報センターの機能

- （ア）災害時に外国人に対して必要な情報等の翻訳・提供
- （イ）防災拠点、避難所等からの依頼に基づく仲介通訳
- （ウ）外国人からの相談・問合せ等への対応
- （エ）その他、外国人支援を円滑に行うにあたり必要な事項

（3）地域国際化協会連絡協議会との連携

ア 広域支援の流れ

県単独では十分な支援が実施できないと判断した場合には、「地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援に関する協定」に基づき、県国際交流協会は地域国際化協会連絡協議会関東ブロック幹事協会に支援を要請する。

幹事協会は、関東ブロック単独での支援が十分に実施できず広域支援が必要であると判断した場合には、地域国際化協会連絡協議会に広域支援を要請する。

イ 広域支援の内容

- （ア）災害時多言語支援センター等の運営補助（職員派遣等）
- （イ）必要物資の送付
- （ウ）その他、翻訳支援等、外国人支援のために特に要請があった事項

3 海外からの支援

海外からの人的・物的支援の申し出があった際には、国の緊急災害対策本部等が窓口となって行われ、被災都道府県に対して、当該支援ニーズの有無が確認される。

県本部は、被災市町村のニーズを把握した上で、必要があるときは、当該支援を国に要請する。

海外からの支援の調整は国が主に行うが、特に海外からの捜索・救助チームや医療チームは、被災地の地理、地形、事情等に明るくないため、現地での活動については県・市町村等で調整を図り協力、補助等を行う。

4 費用負担

応援を受け入れる際の費用負担については、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令を踏まえて対応する。法令に別に定めのある場合又は個別の協定等により定めのある場合はそれに従うものとする。